

自 令和6年2月22日
至 令和6年3月 1日

令和6年第1回平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

令和6年第1回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（2月22日 木曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、表 決	31
議案第23号	原案可決
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（2月26日 月曜日）	33
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（教育長 渡辺伸一君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（福祉介護課長 塩越信子君）	

(福祉介護課指導監 竹達暁教君)

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(企画政策課長 柴田正一君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君)

1、質 疑	53
1、予算特別委員会設置		
1、議 案 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第3号(3月1日 金曜日)	55
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、予算特別委員会報告		
1、表 決	56
議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号		
議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号		原案可決
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	57
報告第 1 号 報告第 2 号		承 認
議案第 9 号 議案第10号 議案第11号 議案第12号		
議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号		
議案第17号 議案第18号 議案第33号 議案第34号		原案可決
1、表 決	58
議案第19号		原案可決
1、表 決	58
議案第20号		原案可決
1、表 決	59
議案第21号		原案可決
1、表 決	59
議案第22号		原案可決
1、表 決	60
議案第24号		原案可決
1、表 決	60
議案第25号		原案可決
1、表 決	60
議案第26号		原案可決

1、表 決	61
議案第27号	原案可決	
1、表 決	61
議案第28号	原案可決	
1、表 決	62
議案第29号	原案可決	
1、表 決	62
議案第30号	原案可決	
1、表 決	62
議案第31号	原案可決	
1、表 決	63
議案第32号	原案可決	
1、表 決	64
議案第35号	同 意	
1、表 決	65
議案第36号	同 意	
1、表 決	66
発議第1号	原案可決	
1、平内町議会活性化特別委員会報告	66
1、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会報告	67
1、議員派遣の件	68
	承 認	
1、町 長 挨 拶 (町 長 船橋茂久君)		
1、議 長 挨 拶 (議 長 船橋健人君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第10号

令和6年第1回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月19日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和6年2月22日（木） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和6年第1回平内町議会定例会 会期日程表

令和6年2月22日招集

月 日	開議時刻	件 名
2月22日 (木)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>第 4 議案第23号</p> <p>散 会</p>
2月23日 (金)		休 会
2月24日 (土)		休 会
2月25日 (日)		休 会
2月26日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 予算特別委員会設置</p> <p>第 4 議 案 付 託</p> <p>散 会</p>

月 日	開議時刻	件 名
2月27日 (火)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
2月28日 (水)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
2月29日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月 1日 (金)	午後1時30分	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 予算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第19号</p> <p>第 4 議案第20号</p> <p>第 5 議案第21号</p> <p>第 6 議案第22号</p> <p>第 7 議案第24号</p> <p>第 8 議案第25号</p> <p>第 9 議案第26号</p> <p>第10 議案第27号</p> <p>第11 議案第28号</p> <p>第12 議案第29号</p> <p>第13 議案第30号</p> <p>第14 議案第31号</p> <p>第15 議案第32号</p> <p>第16 議案第35号</p> <p>第17 議案第36号</p> <p>第18 発議第 1 号</p> <p>第19 平内町議会活性化特別委員会報告</p> <p>第20 平内町議会ホタテガイ高水温被害 対策特別委員会報告</p> <p>第21 議員派遣の件 (町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和6年第1回平内町議会定例会

2月22日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

日程第 4 議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案

散 会

令和6年第1回平内町議会定例会

2月26日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

散 会

令和6年第1回平内町議会定例会

3月1日議事日程表（第3号）

開議時刻 午後1時30分

開 議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告 |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 3 | 議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案 |
| 日程第 4 | 議案第20号 平内町下水道条例案 |
| 日程第 5 | 議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第12 | 議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第13 | 議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案 |

- 日程第 1 4 議案第 3 1 号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 3 2 号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 発議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第 1 9 平内町議会活性化特別委員会報告
- 日程第 2 0 平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会報告
- 日程第 2 1 議員派遣の件

(町 長 挨 拶)

閉 会

令和6年第1回平内町議会定例会会議録

令和6年2月22日 開 会

令和6年3月 1日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第 1 号 令和6年度平内町一般会計予算案
議案第 2 号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計予算案
議案第 3 号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
議案第 4 号 令和6年度平内町水道事業会計予算案
議案第 5 号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
議案第 6 号 令和6年度平内町下水道事業会計予算案
議案第 7 号 令和6年度平内町介護保険特別会計予算案
議案第 8 号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
報告第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕
報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕
議案第 9 号 令和5年度平内町一般会計補正予算案
議案第10号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第11号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第12号 令和5年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第13号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
議案第14号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第15号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第16号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第17号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第18号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案
議案第20号 平内町下水道条例案
議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備
に関する条例案
議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案
議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案
議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等
の一部を改正する条例案
議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案
議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案
議案第33号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について

議案第34号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について

議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2、議員提出案件

発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

3、報告

平内町議会活性化特別委員会調査報告書

平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会調査報告書

例月出納検査結果報告書

令和6年3月1日

平内町議会議長 船橋健人 殿

予算特別委員長 田中茂勝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第1号	令和6年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第2号	令和6年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第3号	令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第4号	令和6年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第5号	令和6年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第6号	令和6年度平内町下水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第7号	令和6年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第8号	令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

令和6年3月1日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第1号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕	上記同じ	上記同じ
議案第9号	令和5年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第10号	令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第17号	令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第18号	令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和6年3月1日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第9号	令和5年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第11号	令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第12号	令和5年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第13号	令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第14号	令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第15号	令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第16号	令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第33号	漁港整備事業工事分担金賦課徴収について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第34号	港湾整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

日程第4、議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案

出席議員 9名

議 長	船 橋 健 人君	副議長	木 村 良 一君	3 番	小笠原 智鶴子君
4 番	亀 田 弘 徳君	5 番	田 中 茂 勝君	6 番	太 田 満 則君
8 番	倉 内 清 一君	9 番	佐々木 徳 正君	10番	田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長	船 橋 茂 久君	副 町 長	山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉 内 仁君	総務課指導監	工 藤 英 仁君
企画政策課長	柴 田 正 一君	税 務 課 長	渡 邊 仁 志君
町民課長	工 藤 隆之進君	福祉介護課長	塩 越 信 子君
福祉介護課指導監	竹 達 暁 教君	健康増進課長	大 水 要君
健康増進課指導監	森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長	飯 田 千代志君
水産商工観光課長	畑 井 幸 治君	地域整備課長	佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長	近 藤 吏君	会 計 管 理 者	田 中 正 美君
平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君	消防監消防署長	木 村 秀 人君
教 育 長	渡 辺 伸 一君	学校教育課長	須 藤 鉄 博君
生涯学習課長	小 林 正 人君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君） どうも皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回平内町議会定例会を開会します。出席議員が9人でありますので、会議は成立します。ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

（町民憲章を朗読）

議 長（船橋健人君） 御着席願います。

ここで、去る10月22日執行の平内町長選挙において再選されました、船橋茂久町長の所信表明及び就任挨拶があります。（「議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和6年第1回平内町議会定例会の開会に当たりまして、議員各位並びに町民の皆様には、平内町長として4期目就任の御挨拶と町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、御理解と御協力をお願いするものでございます。

まず、本年1月1日に発生いたしました、令和6年能登半島地震においては、多くの人々の尊い命が失われました。亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされた御遺族の方々に、心より御見舞い申し上げます。

また、地震直後に発生した津波被害や大規模火災の発生による家屋の焼失、また、多くの家屋が倒壊、幹線道路では、土砂崩れなどによる通行不能、生活道路の隆起、亀裂、崩落により、地域に点在する集落の孤立を招くなど、電気、水道などのライフラインが、ほぼ全て壊滅するなど、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々へ心より御見舞い申し上げます、一日でも早い復旧・復興を願うものであります。

その他、私自身11月中旬より病気、入院治療などにより、約1ヶ月半あまり、公務不在となり、議員各位並びに町民の皆様には、大変な御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、議員各位に置かれましては、令和5年第4回定例会での議案審議、議決など、町政を停滞させることなく、議会・議員活動に取り組んでいただきましたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

さて、私は、去る10月17日告示されました平内町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、各方面からの力強い御支援と御厚情を賜り、引き続き町政運営の舵取りを担わせていただくこととなりました。大変光栄に感じておりますとともに、その任に課せられた使命と責任の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

今後の新たな4年間については、私自身の人生の集大成と考え、御支援を賜りました多くの方々の御期待に応えるため、また、すべての町民の皆様に対する責務を果たすため、これまでの経験と実績を生かし、「初心を忘れることなく」、町長に初当選したときから掲げております「ふるさと平内の再生」の更なる発展を目指しまして、誠心誠意、全精力を傾注していく所存でございます。

これまでの3期12年を振り返りますと、町の人口減少、定住対策と町民の健康づくりに関しましては、最大の政策課題として取り組んで参りましたが、私が町長就任以来、町の人口は2,600人以上減少し、また、平成30年には、町民男性の平均年齢が77.6歳と全国ワースト3位の不名誉な結果となりました。令和5年には、男性の平均年齢が78.6歳と1歳伸び、女性も86.2歳と0.6歳伸び、県平均を上回る伸びとなりましたが、まだまだ、短命町返上に向けての健康増進の必要があるものと考えているところであります。まずは、目の前の課題を、ひとつずつ解決、積み重ね、ホタテ養殖業等の漁業者の方々の健康を考える会や子どもの時からの生活習慣が大切なことから、小・中学生への早期すこやか生活習慣病健診も関係機関の協力を得ながら、引き続き実施するなど、特色ある保健活動を一層推進して参ります。

また、地域医療を担っております平内中央病院においては、町の人口減少やコロナ禍の影響により、入院患者数や外来患者数の減少、また、物価高騰、燃料費等高騰などによる病院経営の圧迫、その他、慢性的な医師不足による大きな課題を抱えておりますが、地方公営企業法の全部適用化、病院事業管理者の設置、病院コンサルタントの導入、訪問リハビリテーション、小児科外来の復活などの効果に

より、赤字体質からの病院経営の改善が進んできており、今後は更に、医療の質、サービスの向上など、町民がいつでも安心して医療が受けられるよう、今後とも真に愛され信頼される病院体制の構築に努めて参ります。

人口減少、定住対策としては、町内3中学校統合の町立平内中学校の開校、児童、生徒への給食費無償化、高校生までの医療費無料化や国に先駆けて実施して参りました幼児保育料の無償化による子育て支援やその他新築住宅、改築住宅への助成制度、町移住者の方への助成制度の拡充、高齢者及び障害を持っている方への町民バスの無料化事業を進めて参りましたが、今後、新たに町民の通院や買い物支援のための安価でタクシー利用が可能なデマンド型交通政策の事業展開など、より一層の町民サービスの向上を推進して参ります。

町の基幹産業でありますホタテ養殖につきましては、中国による日本国水産物禁輸や猛暑による高水温被害によるホタテ貝のへい死など、「どうすれば漁業者や加工業者にとって最善なことができるか」、平内町漁業協同組合と連携して、実効性の高い政策を講じて参りたいと考えております。

また、漁業者との座談会での話し合いの中で、後継者不足や将来に対する不安が大きいとの多くの声が寄せられており、ひとつの解決策として、漁業の協働化、法人化や会社組織化、外国人技能実習生の受け入れなど、漁業経営に対する本格的な民間コンサルティングの導入など、漁業者及び漁協に対して積極的な支援を行って参りたいと考えています。また、現在も実施しております横浜市鶴見区や岩手県紫波町でのホタテ販売などの交流事業の他にも、交流事業を拡大して、私自身が先頭、トップセールスとなって、「平内ホタテ」の地域ブランドの確立を目指し、町の漁業が次世代にわたっても、繁栄、持続可能になれるよう、今後とも様々な場面において支援、協力できるように努めて参ります。

また、農業施策につきましては、大きな進展は見られないものの、農地、農水路、農道の改良、移住農業者への支援の他に、美しい田園風景を守る地域の自主的な活動であります「農地保全の会」の拡充や、サルやクマなど野生動物による農作物被害や人的な被害が及ばないよう、関係機関との連携を大切にし、適切な施策を実施して参ります。

町のにぎわい、活性化施策としては、ひらな春まつりをはじめとする既存のまつりなどを、より充実したものとなるよう町商工会、町観光協会と協力しながら発展を推し進めるとともに、地域づくりには欠かせないといわれているヨソモノ目線を活かし、地域資源でもあるツバキの花や実を使ったモノづくりワークショップや学生と地域住民をつないだインターン・シップ事業など、SNSによる町の魅力や情報の発信を含めた地域おこし協力隊の活動は、新たな気づき、町のにぎわいづくりの後押しとなっております。

また、持続可能な地域社会の構築に向けた町内会活動に対する補助金交付を継続するなど、あらゆる手段、アイデアを駆使しながら、地域のにぎわい創出、活性化を図って参りたいと考えております。

今後、町民並びに各方面等からの意見、発想を大切にして、新しい施策に反映、展開できるよう努力して参りたいと考えております。

4期目は、町の未来を担う子どもたちには、「様々な家庭の事情や格差がある中でも、分け隔てなく人生の最高のスタートを切ってほしい」との、強い思いから、児童、生徒の修学旅行費補助や卒業アルバム費補助、また、現在も取り組んでおります町負担教職員、学校教育活動支援員の配置、一部工事が行われていない小学校のトイレ洋式化改修工事など、今後とも、町の宝であります子どもたちのために、教育環境等の改善、充実には、積極的に取り組んで参ります。

その他、行政機能の最重要拠点となります新役場庁舎建設につきましても、設計、建設、維持管理

一体での事業者の公募型プロポーザルを実施の上、令和8年12月までの開庁に向けて事業を推進しており、また、新役場庁舎の隣接地に、地震や台風などの大きな自然災害に備えた防災、減災力の強化の一環としての防災拠点として、防災研修棟を併設した防災備蓄倉庫も新役場庁舎と並行して建設し、行政機能の強化、町民の生命、身体、財産の保護に大変有意義なものになるものと確信しております。

最後に、町職員の強化であります。時代が大きく変わる中、町職員にも常に臨機、応変力が求められています。人材育成に投資するとともに、外部有識者の知見や民間企業の手法も、効果的に取り入れた新たな制度、仕組みを創り、平時、有事にも強い、町民に信頼され、協働できる組織を創って参ります。

中国の古典の一つに、菜根譚があります。「菜根」とは、「堅い菜根を噛みしめるように、苦しい境遇を耐えることが出来れば、人は多くのことを成し遂げることが出来る」という意味であります。

また、代表する格言として、「伏すこと久しきは飛ぶこと必ず高し」があります。

成功や勝利は、逆境から始まることが多いものです。結果が出ない、物事が思い通りいかない時も、決して自分から投げやりになってはならないとの教えであります。苦しい境遇に耐えることが、出来れば、人は多くことを、成し遂げることができるという意味であります。

町の改革、政策実現には、大変厳しい道のりが待ち受けておりますが、冒頭でも述べたように、私自身の人生の集大成を賭けて、不退転の決意を持って、町民一人ひとりが幸せを感じられる「笑顔があふれる町」を目指して、町民の皆様にお約束した政策を、ひとつでも多く実行、実現して参ります。

議員各位並びに町民の皆様からの御理解、御支援、御協力をなくして、町の発展は望むべくもありません。

何卒、今後とも絶大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、町長就任の御挨拶及び所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手あり)

議 長（船橋健人君）次に、諸報告を行ないます。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿）それでは、議長報告を朗読いたします。今定例会に、町長より、提出されました案件は「議案第1号 令和6年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和6年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和6年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第7号 令和6年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第8号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第9号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第10号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第11号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第12号 令和5年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第14号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第15号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条

例案」、「議案第20号 平内町下水道条例案」、「議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」、「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案」、「議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」、「議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」、「議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案」、「議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」、「議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案」、「議案第33号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第34号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて」、「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」以上38件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」1件であります。

また、平内町議会活性化特別委員会並びに平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会より、付託案件の「調査報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

次に、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

また、参考資料として、「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」1件を各位に配布してあります。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、御了承願います。

なお、来る3月1日の本会議を平内中央病院小形事務局長が欠席となることから、蝦名指導監が出席いたしますので報告いたします。

以上で議長報告の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議 長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、木村良一君、3番、小笠原智鶴子君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議 長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月1日までの9日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月1日までの9日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第1号」から「議案第8号」まで、「報告第1号、報告第2号」及び「議案第9号」から「議案第36号」まで、以上38件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）本日ここに、令和6年第1回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月より季節性インフルエンザなどと同様に感染症法上の位置付けが5類感染症に格下げ移行され、新規感染患者数も落ち着き、コロナ禍前の町民生活に戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことから、今後とも町民の健康、命を守るべく、町民への感染対策、対応を関係機関とも連携しながら、丁寧に積み重ねて参る所存でございます。

県政においては、5期20年務めた三村申吾知事が退任し、令和5年6月4日に投開票が行われた青森県知事選挙において、「青森新時代」を掲げた前むつ市長の宮下宗一郎氏が初当選されました。選挙を通して、県民への公約として掲げた少子化対策などについては、青森県内のほぼ全ての市町村において、少子高齢化が急速に進んでいる状況の中、子どもたちへの政策として、給食費、医療費の無償化など、厳しい市町村財政状況の中、独自の政策を展開していることから、大きなリーダーシップを発揮して、県としても各市町村の現状に寄り添った財政支援など、県民主体の政治の実現を目指していただきたいと考えております。

さて、当町の令和5年を振り返ってみますと、基幹産業であるホタテガイ養殖においては、一昨年からラバー不足により、出荷の中心となる令和4年産貝の出荷量が平年より少ないものの、単価が高値で推移したことから、出荷量は全体として3万399トンとなり、最終的に水揚額としては、ホタテだけで約76億8,000万円、ナマコ等を含めた全体では86億円を超え、当初の計画である61億円を達成できたことは誠に喜ばしいことでもあります。

なお、昨年、陸奥湾では、7月下旬から海水温が平年より2度から4度高い状況が2か月以上続き、特に水深が浅い養殖場では高水温の影響が大きいなど、ホタテガイの成育環境として、非常に厳しい状態が継続いたしました。秋季ホタテガイ実態調査の結果によると、このような異常な高水温により、全湾平均のホタテガイのへい死率は親貝となる令和4年産新貝で36.5パーセント、令和5年産分散前の稚貝で52.5パーセントとなり、大量へい死が起こった平成22年に次ぐ被害となり、平内町の被害金額が13億円を超えております。

このようなことから、町では「ホタテガイ高水温被害対策」として親貝づくりへの補助金のほか、国、県と連携を図りながら対策を講ずることとし、町の基幹産業である「ホタテガイ養殖」を持続可能な産業として、漁業者をはじめ水産関係企業、平内町漁業協同組合と一体となって取組んで参ります。

一方、水稻については、田植え時期から天候に恵まれ概ね順調に生育しておりました。作況指数は102の「やや良」でしたが、出穂期の7月下旬以降に記録的な高温が続いたことで、コメが白く濁るなどの高温障害が発生し、品質低下を招きました。

また、基幹品種の「まっしぐら」の一等米比率は大幅に低下し67パーセントとなりましたが、食

味には問題がないことから売れ行きや価格には影響がありませんでした。今後は、暖冬少雪の影響で水不足の懸念が広がっていることから、高温障害や異常気象等と併せて対応するため、国、県をはじめとする関係機関との連携を強化して、高品質米の確保に万全を期して参りたいと考えております。

町政については、より一層の教育環境の改善、充実を目的とした町内3中学校を統合した町立平内中学校の開校、児童・生徒の学校給食費の無償化など、町の未来を担う子どもたちのための政策推進のほか、陸奥湾全体でホタテガイのラーバの母体となる親貝の不足に加え、大規模産卵が見られなかったことから、平内町漁業協同組合が実施するホタテ養殖持続対策事業に対する補助金の支出やコロナ禍、物価高騰、燃料価格高騰などに苦しんでいる町民の皆様には、プレミアム商品券発行事業や医療施設、福祉施設などへの支援金給付を実施いたしました。

また、ソフト事業以外の、橋梁関係では、小豆沢橋の架替え工事、水道事業では、内童子・狩場沢地区の水道管の耐震化工事、下水道事業では、東滝・小湊地区の整備を進め、さらには、漁港整備については、白砂漁港の越波対策工事と同漁港海岸の護岸工事を継続して実施中であり、これも偏に議員各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝と御礼を申し上げるところであります。

我が国の経済状況及び国の動向としましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかに回復しており、その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、日本経済を取り巻く環境は不確実性を増している状況でございます。

このような状況下で、国は「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）（令和5年6月16日閣議決定）」を定め、物価高騰や景気の下振れリスクへの当面の対応を示しつつ、中長期的には持続可能な成長を目指すとしております。

そのため、構造的賃上げの実現や人への投資、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化、家計所得の増と分厚い中間層の形成などに取り組み、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくとしております。

先の1月の、岸田首相の施政方針演説では「経済再生が政権の最大の使命」と強調し、今まで政権が進めてきた少子化対策などの成果を国民に実感してもらう年にするとしております。

また、「可処分所得が増える状況を実実に作る」、「賃金が上がることが当たり前だとの意識を社会全体に定着させる」とも、述べており、可処分所得を増やすためには、春闘での企業の積極的な賃上げに期待するとともに、政府としては、医療や福祉、公共サービス分野での「公的賃上げ」を推進することとし、6月から定額減税を実施するとしております。

このような状況を踏まえ、令和6年度の予算編成に当たりましては、町の未来を担う子どもたちに向けての政策として、修学旅行費補助や卒業アルバム費補助のほか、町民の通院や買い物支援などを目的に安価でタクシーが利用できるデマンド型交通政策事業を実施し、その他の事業に当たっては、政策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底して排除しつつ、経営的視点を持ち、事業の最適化を図った予算編成といたしました。

さて、今定例会には、令和6年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和5年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて38件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号「令和6年度平内町一般会計予算案」であります。歳入歳出ともに77億円となり、前年度当初予算に比し7億円（10パーセント）の増額となりました。

また、町税は微減とし、地方交付税は増額計上いたしましたが、不確定な要素が多く、過大な計上

を避けたこと、電気料等、物価高騰に伴う経常経費の増大に多額の一般財源を要したことにより、財源が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費等について各款ごとに御説明いたします。

1 款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等 8, 0 4 4 万 2 千円を計上。

2 款総務費では、庁用諸費、平内町役場庁舎整備事業費、防災行政用無線設備更新事業費、稲生地区避難所整備事業費、空き家対策事業費、生活路線バス運行委託料、電算管理費、移住定住促進新築住宅及び家賃補助事業費、税の賦課徴収費、戸籍住民基本台帳関係費等合わせて 1 6 億 6, 7 8 6 万 2 千円を計上。

3 款民生費では、町民バス高齢者等無償化事業費、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、ひとり親家庭等医療給付費、保育所等施設型給付費、地域子ども・子育て支援事業委託費、児童手当事業費等合わせて 1 1 億 3, 5 5 5 万 6 千円を計上。

4 款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児・子ども医療給付費、斎場つきのき聖苑の管理運営費、じん芥処理費、一般廃棄物処理費、外の沢埋立地管理費等合わせて 5 億 5, 9 7 9 万円を計上。

5 款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等 1, 4 9 4 万 4 千円を計上。

6 款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、農業用道水路補修事業費、農業施設整備等事業費、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて 4 億 6, 8 7 7 万 1 千円を計上。

7 款商工費では、ひらないまるごとグルメ館総務事務費、ビジネス交流拠点構築事業費、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、夏泊公園観光施設等に係る維持管理費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて 2 億 1, 2 6 0 万 4 千円を計上。

8 款土木費では、急傾斜地整備事業費、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、小湊港の港湾改良事業費、水害地帯環境整備事業費、白砂橋・小豆沢橋補修工事費、除排雪委託費、除雪機械購入費、住宅管理費等合わせて 4 億 7, 1 7 3 万 1 千円を計上。

9 款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費ほか、平内町消防庁舎管理費、非常備消防費等合わせて、3 億 9, 3 8 7 万円を計上。

1 0 款教育費では、小・中学校において、新たに修学旅行助成金及び卒業アルバム代助成金を創設したほか、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス運行委託費、学校給食センター維持管理運営費、学校教育充実事業費、小・中学校の教育振興事業費、学校・家庭地域連携協力推進事業費、体育施設費、公民館活動及び各種スポーツ振興費等合わせて 5 億 9, 8 5 0 万 2 千円を計上いたしました。

1 1 款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用 1 4 万 5 千円を計上。

1 2 款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等 6 億 6, 9 6 4 万 5 千円を計上。

1 3 款諸支出金では、平内中央病院事業会計等、各特別会計への繰出金等合わせて 1 4 億 2, 5 1 3 万 8 千円を計上。

1 4 款予備費では、昨年同額の 1 0 0 万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものとして、自主財源の根幹である町税においては、

1, 000万円強の減額といたしました。

また、地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、保育所等施設型給付費負担金を始めとしたそれぞれの事務・事業に対する負担金、補助金及び委託金を計上。

町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第2号「令和6年度平内町国民健康保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに19億1,056万2千円となり、前年度当初予算に比し、34万6千円（約0.02パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、議案第3号「令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」であります。収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で10億8,795万1千円、医業外収益で3億7,145万7千円、介護サービス事業収益で2,346万4千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ2,978万5千円増の14億8,287万2千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を15億4,501万1千円、医業外費用を1,175万8千円、介護サービス事業費用を20万円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ1,422万円増の15億5,696万9千円といたしました。

これにより令和6年度の収益から費用を差し引いた純損失は、7,409万7千円になる見込みとなりました。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を4億7,440万円、一般会計負担金を1億9,481万1千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を4億7,511万円、企業債償還金を1億8,990万1千円、医療職修学資金貸付金を420万円計上し、収入支出ともに6億6,921万1千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて、4億9,696万3千円計上いたしました。

次に、議案第4号「令和6年度平内町水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数4,327戸、年間給水量105万9,588立方メートルであり、これによる水道営業収益は2億5,122万4千円を見込みました。営業外収益では、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で5,406万円となり、事業収益合計3億528万4千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、2億4,547万6千円となり、営業外費用3,026万5千円と合わせ水道事業費用合計を2億7,574万1千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は、2,954万3千円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金を見込み、収入合計で1億975万9千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として1億3,469万2千円、企業債償還金と合わせ支出合計を2億4,587

万4千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億3,611万5千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第5号「令和6年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,522万2千円となり、前年度当初予算に比し96万9千円の増額となりました。主な歳出については、指定管理料と索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、議案第6号「令和6年度平内町下水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、下水道排水戸数1,739戸、年間処理水量33万7,796立方メートルであり、これによる営業収益は6,151万1千円を見込みました。営業外収益では、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等で3億5,815万2千円、特別利益は843万3千円となり、下水道事業収益合計を4億2,809万6千円といたしました。これらに対する収益的支出の営業費用は、4億1,615万3千円となり、営業外費用4,781万8千円、特別損失506万円と合わせ下水道事業費用合計を4億6,903万1千円といたしました。これにより実質収支は、4,093万5千円の純損失を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を1億9,360万円、農村整備事業等に係る国庫補助金及び県補助金を1,994万6千円、他会計負担金及び他会計補助金を9,743万7千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を4,200万円、企業債償還金を2億6,898万3千円計上し、収入支出ともに3億1,098万3千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて2億2,203万1千円計上いたしました。

次に、議案第7号「令和6年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに14億5,289万2千円となり、前年度当初予算に比し4,074万9千円(約2.9パーセント)の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、議案第8号「令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに3億7,304万8千円となり、前年度当初予算に比し、3,126万8千円(約9.1パーセント)の増額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、報告第1号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の補正予算が令和5年11月29日に成立したことに伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の給付を行うこととなり、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和5年12月18日付けで歳入歳出同額の1億1,521万6千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに77億480万7千円になったも

のであります。所要歳出の財源は、国庫支出金を増額し、なお不足する一般財源には地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯支援枠として住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円・低所得の子育て世帯に扶養されている18歳以下の子ども1人あたり5万円の給付を行うことが令和5年12月22日に閣議決定されたことから、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、地方自治法の規定により、令和6年1月30日付けで歳入歳出同額の3,832万8千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに77億4,313万5千円になったものであります。所要歳出の財源は、全額国庫支出金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第9号「令和5年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は全体的には各事業費の実績見込みや確定等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに4,647万9千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに77億8,961万4千円とするものであります。

補正の主なものとして歳出の増額では、戸籍システム管理費、町民バス高齢者等無償化事業費、自立支援給付費、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、廃棄物処理施設管理運営事業費、漁港建設事業費、水害地帯環境整備事業費、特別会計繰入金等を計上いたしました。

また、歳出の減額では、議会費、地域おこし協力隊推進事業費、児童手当事業費、保育所等入所措置事業費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、じん芥処理費、道路維持費及び橋梁維持費、小学校施設維持管理事業等を計上いたしました。

これら歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税及び地方消費税交付金及び地方交付税を増額したほか、歳入超過分につきましては、減債基金に積み立てるとともに、財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金の減額により財源調整し、歳入歳出同額といたしました。

一方、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る事業について、システム改修プログラムの開発に、ふれあいパーク広場管理事業については、納品までに、それぞれ不測の日数を要することから、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、議案第10号「令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに127万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億4,396万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び諸支出金を増額し、基金積立金等を減額いたしました。歳入では国庫支出金、県支出金を増額、国民健康保険税及び繰入金等を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第11号「令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業収益を1,407万円、医業外収益を9,914万8千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業収益は15億6,630万5千円となりました。

一方、支出につきましては、医業費用を979万円、医業外費用を7万8千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業費用は15億5,261万7千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を1億2,800万円、一般会計負担

金を8,491万4千円それぞれ減額し、国保会計補助金を260万3千円増額いたしました。これにより、資本的収入は1億9,224万7千円となりました。

一方、支出では、建設改良費のうち建物設備整備費を1億2,800万円減額し、資本的支出を2億7,455万8千円といたしました。なお、資本的支出に対して不足する額8,231万1千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

次に、議案第12号「令和5年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入では、水道営業収益の給水加入負担金を10万6千円減額し、水道事業収益を3億338万5千円とし、支出では、水道営業費用の総係費雑費を3万7千円増、営業外費用の企業債利息を31万2千円増額し、水道事業費用を2億6,497万5千円といたしました。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入では、企業債を1,400万円減、負担金を42万3千円減額し、資本的収入を9,377万円とし、支出では、建設改良費を2,348万5千円減額し、資本的支出を2億3,471万6千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億4,094万6千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第13号「令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに131万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに2,849万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、夜越山スキー場の第1ロープトウ、第2ロープトウの修繕に係る費用を増額いたしました。歳入では、一般会計からの繰入金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第14号「令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに257万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出ともに1億9,508万6千円といたしました。

補正の内容について歳出では、宅内汚水柵設置工事、浄化槽設置工事、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金等を減額し、集排処理施設管理委託料を増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金、浄化槽設備修繕分担金及び浄化槽使用料を増額し、農業集落排水使用料、浄化槽市町村整備推進事業債等を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第15号「令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに605万2千円の減額をし、予算総額を歳入歳出ともに1億1,083万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、漁集排施設機能保全業務委託料、宅内汚水柵設置工事費等を減額し、電話料を増額いたしました。歳入では、使用料、排水設備検査手数料、漁業集落環境整備事業費補助金、漁業集落排水事業債を減額し、一般会計繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第16号「令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに1,784万8千円を減額し、予算の総額を歳入歳出ともに3億6,677万6千円といたしました。

補正の内容について歳出では、修繕費等のほか、管渠工事の単独費事業費の確定に伴い建設事業費を減額いたしました。歳入では、使用料、指定工事店証交付手数料を増額し、公共下水道事業費補助金、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第17号「令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正

は、歳入歳出ともに3万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに15億1,507万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額いたしました。歳入では、県支出金及び諸収入を増額して、国庫支出金及び繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第18号「令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに2,609万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億6,985万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金及び一般会計繰出金を増額いたしました。歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び諸収入を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第19号「平内町スポーツ推進委員設置条例案」であります。実態に即したものとするために全部を改正するものであり、スポーツ推進委員については、これまでと変わりなく活動していただくものとなっております。

次に、議案第20号「平内町下水道条例案」であります。令和6年4月1日以降より、公営企業会計の全部適用へ移行するため、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、浄化槽事業を統合し、平内町下水道事業とすることから、平内町下水道条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第21号「平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」であります。下水道事業において、令和6年4月1日より、特別会計から地方公営企業法の全部適用へ移行することから、適用される法律が、地方自治法から地方公営企業法になるため、関係する条例をそれぞれ一部改正及び廃止を行うものであります。

次に、議案第22号「平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。青森県人事委員会の勧告を踏まえ、技能職の給料表を改正する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号「平内町手数料条例の一部を改正する条例案」であります。戸籍法の一部改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。なお、本条例は令和6年3月1日に施行する必要があることから、同日以前の議決を要するものでありますので、本日この後の議事で御審議下さるようお願いいたします。

次に、議案第24号「平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案」であります。昨今の低金利情勢に鑑み、基金の運用益を基金に編入できるものとし、また、基金の用途を高齢者施策に限定することなく、子どもや高齢者など全ての町民の地域福祉の充実が図られるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号「平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」であります。第9期介護保険事業計画の計画期間となる令和6年度から令和8年度までの期間における第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号「平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、介護サービスに係る基準を定めた平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号「平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」であります。

が、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領等の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号「平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」であります。法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されたことに伴う所要の名称変更並びに漁港施設の占用料の算定に当たって、対象年度を固定資産の評価替えに合わせ3年ごとに見直すこととなっていることから提案するものであります。

次に、議案第29号「平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、引用している同法の条ずれが生じるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号「平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案」であります。令和6年4月1日付けで、水道整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することに伴い、水道法等の一部を改正施行することから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号「平内町消防団条例の一部を改正する条例案」であります。全国的に消防団員の減少、高齢化が課題となっている中、消防団員の確保と充足率向上を図るための対応の一つとして、定年制度の撤廃等の検討が、消防庁長官通知などにおける助言として示されております。これを踏まえ、在籍する消防団員の知識と経験の一層の活用と、消防団員確保による地域防災体制の強化のため、消防団員の定年を撤廃したいことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号「平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案」であります。基金の運用益が見込めないことから事業展開をすることができないため本条例を廃止するものであります。

次に、議案第33号「漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております白砂漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第34号「港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第35号「平内町副町長の選任につき同意を求めることについて」であります。現副町長の山田光昭氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方であり、適任者と認め選任いたしたく御提案するものであります。何卒満場一致での御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第36号「平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。現委員の佐々木慧智雄氏は本年3月31日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方であり、適任者と認め引き続き選任いたしたく、満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。どうもありがとうございました。



日程第4、議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）それでは、日程第4、「議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、工藤課長。

町民課長（工藤隆之進君）（「議案第23号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第23号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日23日から25日は、町の休日のため休会といたします。

来る2月26日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。どうも御苦勞様でした。

（午前11時12分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、予算特別委員会設置

日程第4、議案付託

出席議員 8名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	3 番 小笠原 智鶴子君
4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君	6 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1名

9 番 佐々木 徳 正君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 柴 田 正 一君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町民課長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 議）

議 長（船橋健人君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が8人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。

◇

日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 皆さん、おはようございます。

任期最後の定例会となりました。よろしくお願ひいたします。

初めに、元日に発生した石川県能登半島地震から2か月経過しようとしています。亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からの御見舞いを申し上げます。多くの人々が寒さと不安の中で厳しい避難生活を強いられています。被災者の苦しみに寄り添って、あらゆる手だてを取っていただきたいと思ひます。

それでは、通告の順に質問いたします。

1点目は、水産業振興について、3項目ほど質問いたします。

その1には、ホタテ残渣処理施設についてであります。悪臭解消に向けての環境衛生上の大事業であります。現在、委託している町外の残渣処理委託会社がいつまで継続してくれるのか、課題を抱えています。年間3,200トンの契約である九戸村のいわて県北クリーン会社が塩分によるボイラー等の修繕や、年間600トンの契約である八戸市の大平洋金属は消費税込みキロ11円が300トンを超えると4.8倍の52.8円と、量を変えたくても単価が令和3年から引き上がりました。運搬料もかさみます。今後、さらに単価が上がる可能性もあります。

そこで、早期の残渣処理施設建設に期待する一人として、次の点を質問いたします。

その1は、昨年9月定例会で同僚議員の一般質問に、三共刃型工業株式会社は、同者が町内に工場を建て、残渣処理と貝殻リサイクル事業を行いたいと当町を訪れているが進展はないと述べられました。なぜ進展しないのか、理由をお伺ひいたします。

2つ目として、建設に向け、検討する組織の立ち上げも視野に入れると述べられました。立ち上げの見通しをお伺ひいたします。

2つ目に、ホタテ残渣一時集積施設についてであります。令和2年6月定例会での茂浦地区の脱臭薬剤噴霧装置つきのホタテ残渣一時集積施設の仮契約を議決したことを受け、経済文教常任委員会では設置場所の視察を行いました。屋内施設であり、翌年の令和3年4月からの運用開始とのことであり、大いに期待したものでした。その折、議会では第2回議会フォーラム2020が新型コロナウイルスの感染防止のために中止し、町民の声を聴く手だてとして、21年2月11日から3月12日までの1か月間、全戸を対象のアンケートを実施しました。困り事の意見の中に、残渣の悪臭を何とかしてほしい、対策を行ってほしいとのことがありました。

そこで、議会では、その年の10月22日に行われた平内漁協役員との意見交換会では、一時集積施設の運用開始が当初予定の4月が半年後の9月1日からの2か月弱であり、残渣収量が約200トンの少量であり、しかも、以前に水揚げした籠であり、低気温であったので効果は来シーズンでないと判断できないとの報告を受けました。それを踏まえ、議会では、本来の稼働で効果があるかどうか、視察する予定としていました。しかし、稼働中止となったので、視察に及ばなかったわけです。そこで、稼働中止の原因、及び新年度からの稼働は可能か、お伺ひいたします。

その3として、平内漁業協同組合との定期的な懇談会開催についてであります。町では、水産商工課ホタテ係が所管事務のほか組織の強化としてホタテ対策調査推進監を設置するとしています。

そこで、私はこれを機会に、町、議会と平内漁業協同組合役員との、基幹産業であればあるほど共通認識を持つことが必要だと思うのであります。確かに組合員や役員等は個々に交流はあります。ま

た、大被害が起きた際は特別委員会を設置しています。今回も、高水温被害対策として特別委員会が設置されました。しかし、設置期間は調査が終了するまでとしています。常に経営体や今後の養殖業についても、町、議会、漁協役員が三位一体で問題意識を共有することが必要だと思うのであります。そこで、年数回の定期的な懇談会開催をすべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、高校生・大学生向けの給付型奨学金制度の創設についてです。

船橋町長の町長選の公約の一つであります。小中学生の修学旅行費や卒業アルバム費の全額補助が早速新年度の当初予算に反映されたことに敬意を表します。私は、公約は実施したいとの抱負であり、予算を執行する町長としては財政面を考えてのことで、短期、中期、長期に及ぶことや、実施不可能なこともあると理解しています。

そこで、1つとして、令和6年度の平内町奨学金貸付事業の平内町奨学生の募集を1月31日付のホームページで紹介していますが、給付型の創設に至らなかった経緯についてお伺いいたします。

2つ目に、前定例会の質問で、給付型を創設した際には、従来の平内町奨学金貸付事業の存廃は、また、奨学金貸付事業で現在返済している方への考慮も必要ではないかとの問いに、存廃については奨学金貸付事業とは別枠で考えているので現在の返済者への影響はないと考えていると述べられました。再質問で、貸付金の返済免除についての考え方の問いには、2つの奨学金事業は別物で存在する、現在返済している人についても返済を猶予することは生じないと考えていると述べられましたが、理解し難いので、再度お伺いするものです。

私は、高校生、大学生向けの給付型奨学金制度の創設は、奨学金貸付事業を廃止し、給付型の制度に移行するものと捉えていました。いずれにしても、公平さの面からは、給付型奨学金制度を創設した際には、貸付返済金も全額または減額を検討すべきと思います。

見解をお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。田中光弘議員の御質問にお答えいたします。

第1点目、水産業についての1つ目、ホタテ残渣処理施設についてであります。まず、三共刃型工業株式会社についてですが、平成12年に養殖残渣等を処理するために建設された平内町廃棄物処理施設は経年経過による修繕費の増大と処理能力の低下により休止し、平成27年から残渣処理を県内、県外の事業者へ処理を委託していることを受け、自社において工場を建設してバイオ処理による残渣処理と貝殻リサイクル事業を行いたいとのことで、当町を訪れております。

これまで、平成27年と平成29年に2回の公開試験を実施して、その後、大幅な設備の改良を行い、新たな事業提案書の策定等、施設建設に向けての提案は受けておりますが、建設候補地の選定、金融機関からの融資に時間を要しているとのことで、今のところ進展はございません。

一方、養殖残渣の処理について、様々な企業から飼料や肥料、バイオマス燃料など、資源化、再生エネルギーとして活用できる新たな提案も受けており、このことから令和6年度に処理施設建設に向けて検討する組織を立ち上げて、処理方法や運営方式等を議論しながら方向性を示したいと考えております。

次に、2つ目、ホタテ残渣一時集積施設についてであります。この残渣施設は令和3年度に完成し、令和4年度から平内町漁業協同組合において運営を行っております。各支所から集められた残渣を一時保管し、最終的に処分場に運搬して処理することとなっておりますが、運用を開始した後、施設内で害虫であるウジ虫が大量発生したこと、また、会計検査院の指摘で建物の補修が一部必要になったことから一時的に使用を中止し、補修終了後の8月に再度運用を開始いたしましたが、再びウジ

虫が大量発生し、処分場での受入れが困難になったことから、その後は運用を停止し、以前のとおり屋外での保管で対応してまいりました。

令和6年度においては、残渣の保管方法や保管の期間及び搬入搬出の方法について見直しを含め、漁協と協議を行い、害虫の発生状況や経過を確認するために試験的に運用を再開することとしており、その結果を踏まえて、必要に応じて新たな対策を検討していくこととしております。

次に、3つ目、平内町漁業協同組合との定期的な懇談会についてであります。昨夏の記録的猛暑による高水温の影響でホタテガイの大量へい死や親貝不足によるラーバ不足、漁業者の後継者対策など、課題が山積しております。当町のホタテガイ養殖は、青森県の中でもトップの生産量を誇り、地域を支える重要な産業であることから、ホタテガイ養殖を持続可能な産業として残していくために懇談会は必要であると思っておりますので、平内町漁業協同組合に提案して参ります。

第2点目、高校生・大学生向けの給付型奨学金制度の創設についてであります。まずもって、御質問の後段、給付型創設により貸付けは廃止するとの解釈についてであります。前定例会でも答弁したとおり、給付型は新たに新設予定の制度であり、現行の奨学資金貸付事業については、現状のまま貸付事業を継続するのが前提となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

さて、1つ目の給付型の創設に至らない経緯についてであります。令和6年度新規事業として修学旅行及び卒業アルバム代の助成を行うことから多額の費用を要し、また、令和6年度予算編成までに時間的余裕がなかったことに加え、税金を原資として給付する観点から、町民の皆様からの理解を得るためにも拙速を避け、持続可能な制度となるよう検討するため、令和6年度からの導入に至りませんでした。

次に、2つ目、現在返済している人についても返済金の全額または減額の検討をについてありますが、給付型奨学金については、大学、専門学校、高校生を対象として、経済的理由により就学が困難であり、かつ学業成績が特に優秀で意欲がある方を対象に、人数や金額をある程度絞って実施したいと考えております。また、冒頭お答えしたとおり、現行の奨学資金貸付事業については現状のまま貸付事業を継続し、返還についてもそのまま継続することとなります。そのため、公平さも担保され、かつ、現在の返済者への影響はないものと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） それでは、三共刃型ですが、以前の質問、この件については何度も質問しておりますし、同僚議員からも何度も質問しているわけなんです。確かに以前の質問した際には、お金のめどがついたと言っておりました。そして、その機械もある程度完全に稼働できるようになったから、公開実験をしたいと。しかし、社長が入院しているからしばらく待つてほしいと、そういうふうにして繰り返されてきて7年たったわけなんです。ただいま町長は令和6年度に組織化して今後についていくという言い方をされたんですが、具体的に三共刃型に代わるような会社というか、そういうのはあるのかどうか、ひとつ伺います。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 田中議員にお答えいたします。

三共刃型工業の代わりとなるような企業はあるのかということでございます。現在、そのような会社はまだ見つかっておりません。ただ、一部、そういう処理をしてもいいというような会社は見ておりますので、そこの意見交換をしながらこれから進めていきたいと考えております。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）はい、現段階ではそういう状況であると。これからどうするかということは、今後のことはあまり詳しく言えない、言えるような状況ではないと思いますので、少しは一定の方向というか、少しは前に進んでいるのではないかと捉えました。

次に、ウジ虫の件なんですが、これは卵を産んで、1日から3日間の間にもうウジ虫になるという。これはどうなんでしょう。これまでは、管内25か所の処理場、確か管内に6支所で25か所のそういう仮の集積場所、そこから県外、県内、大平洋金属と九戸のクリーンに運搬されて処理されているんですけども、このときは全然ウジ虫のことについて何ら問題なかったのでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）田中議員の質問にお答えをいたします。

その時点ではウジ虫も発生していたと思うんですけども、それほど大量に発生しているという話は聞いたことはございませんでした。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）稼働を中止するという事はもうかなりの量のウジ虫が発生したということで捉えているんですが、やっぱり臭いがあるところにハエは集まって、すぐ卵を産んで、すぐウジ虫というふうに幼虫になっていくわけなんですけど、これからいろいろ改良しつつ、試験的に行うということなんですが、大体時期というのははっきり言えないと思うんですが、時期的にめどについてはどのように捉えていますかね。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）田中議員の質問にお答えいたします。

ウジ虫の発生につきましては、ちょっと想定外のような、発生したということでございます。今までは各支所、外で保管しておりました、その間に残渣が乾いたということでウジ虫の発生は抑えられておりましたけれども、室内が湿潤で高温多湿ということで、それでウジ虫が発生したものと考えております。ウジ虫の対策につきましては、様々、現在、漁協と協議しながら対応を検討しているところでございます。来年は取りあえず再度運用を開始いたしまして、その発生の時期、保管方法や運搬方法を見直して、どういう状況にあるのか確認しながら、漁協と次の対策を行っていくこととしております。早ければ令和7年度から新しい方策を取っていければという具合に考えておりました。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）分かりました。

では次、給付型の奨学金であります、現行のままでいきますよと。通告後に、2月20日に県で当初予算を発表しました。そこには学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金ということで、学校給食の無償化をまだしていないところには100パーセント交付金をすると。現在、既に実施している市町村には、それ以外に、そのためとして、子育て支援対策として8割給付いたしますよというふうに発表されております。実施は新年度、令和6年度は10月から3月までの半年間、令和7年度から1年間分の交付金を各市町村に交付するということであります。そうであるならば、現在、平内町は無償化となっておりますので、他の子育て支援対策事業として、私は給付型、また貸付事業から給付型に変えると。現在、貸付けで返済している分は免除してもいいくらいの予算の配分となっておりますので、今後、こういうことについて検討する余地があるのではないかとと思うわけなんですけど、そ

の点についてお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

県の助成金、我々も報道等で把握しておりますけれども、議員御存じのとおり、子育てづくりの政策、これは奨学金だけじゃなくて、町全体として優先順位をつけていく必要があると考えておりますので、この場で軽々に給付型に変えるということは答弁できないことを御理解願います。

また、平成28年9月議会におきまして、他の議員の方からやはり同様の町独自の給付型の奨学資金制度の創設をという質問がございました。そのときの町長の答弁、税金を主な原資とする町独自の給付型奨学金となると、卒業後に当該奨学生の町にもたらす恩恵が目に見える形でなければ町民の同意を得ることは難しい、このように答弁しておりますので、これと齟齬が生じないように、拙速にならないよう検討することとしておりますので、御理解願います。

以上であります。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 田中光弘君。

10番（田中光弘君） これまでの貸付金の返済金、大体これが令和5年度、6年度、7年度と見た場合に、大体年間、ばらつきがありますが、年間400万円から600万円の貸付けの返済金ですよ。給食費、かなりの額です。それから比べれば、今述べた400万円か600万円というのはそのまた5分の1ぐらいになるのかな、であるならば可能であるのではないかと。確かに教育長の今言われた、どの事業にするかというのは分かりますが、ただ、今回は公約の一つであったということで今質問しているわけでありまして、そういうことにおいて、少しでも考慮していただければそれでよろしいんじゃないかなということで、今、述べております。

今回最後ということで、これで終わります。

議長（船橋健人君） 以上で、10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）6番太田満則君。

6番（太田満則君） 皆さん、おはようございます。6番太田満則でございます。通告により質問いたします。

その前に、年初めの1月1日、能登半島で発生した大規模地震、そして翌2日には羽田空港でJAL機と海上保安庁機の衝突事故、正月早々から多難な1年を予感させるに十分なものでございました。

特に能登半島地震と命名された今回の地震は、平成23年3月11日午後2時11分発生し、東日本大震災と命名され、私たちが経験したあの大地震を思い出されます。事故の際、福島で発生した原発事故の影響はまだ続いておりますし、発生した土砂崩れなどのほか、津波によると思われる行方不明者の方々がおります。いまだに遺族の人が残された品を探し続けているのが時折テレビで放映されます。今回の能登半島地震でも、死者、行方不明が多くいます。飛行機の衝突事故、そして能登半島地震関連で亡くなった被害者、家屋等の被害を受けた被災者の方々に、心から御冥福と御見舞いを申し上げます。事態が一刻も早くいい方向に向かうよう願うものであります。

私は、前回の議会で町長が出席するものと思い、一般質問書を出しておりましたが、町長の体調不良ということで、急遽、質問を取下げいたしました。今回出席するということですので、前回質問する予定でできなかったものを含めて、改めて質問いたします。

まずは、体調が改善、回復された町長、おめでとうございました。

それでは、1点目の質問は、新庁舎建設に伴う建物の概要について説明会の開催を求める、こういうことでございます。

地域を歩いてみて、役場建設が予定されていること自体を知らない人も何人かいます。言うまでもなく、庁舎建設は大きな将来負担が伴う事業であります。また、一旦建設されれば、コンクリート造りであれば50年はその場に建ち続けることになる地域のシンボルとなる建物だと思います。本当にその場、建設予定地の少年院跡地がいいのか、ふさわしいのか、どういう建物が建つのか分からないという声を先ほど話したみたいによく聞きました。建物の概要説明を3地区、すなわち東地区、小湊地区、西地区での開催を求めます。

そして、リース契約により建てるということについてもあります。一般的にリース契約方式は高上がりにつく、こう言う人が多くいます。車などでリース契約を経験した人から、なぜ高くつく方法を選ぶのか、商売をしているのであれば税金対策での利用も考えられるが、などの声も聞きました。前に、私の問いに、町長は、今の人口、今の人員に合わせた建物にする、このように言いました。当時の町の人口は、1万人を超えていました。それが今は1万人を切り、あと20年もしないうちに町の人口は今の半分以下になる、そのように先日新聞に載っていました。つまり5,000人以下になる。このことについては、国の人口問題研究所の推計で記載されているので、この場で何回も発言をしてきました。極端な言い方になりますが、人口が半減するのが分かっているのに、なぜ将来を見据えた建物にしないのかということでもあります。

先ほど話したみたいに、地域を歩いてみれば、なぜという声を多く聞きました。それらの声に答えるべきであります。人口が半減するというのは、極端な話、将来の住民1人当たりの負担が2倍になるということでもあります。建物は、職員が使う役場だけのはずではありません。町民が使う役場があります。そのためにも多くの町民に理解してもらうこと、大きな負担が伴うことを理解してもらう、そのことが大事だと思います。

加えて、従来の建物建設方法と違い、負担が増えるリース方式にこだわるのが理解できない、こう言う人も多くいます。先日、青森の知人から、業界新聞を見たら平内の役場建設に関する記事が載っていましたということで、写しをもらいました。日刊建設タイムズでございます。見出しは、平内町役場、参加表明者辞退で中止、役場庁舎整備プロポーザルというものでございます。

私は、先日の今議会開会に当たり、町長説明要旨で当然経緯が触れられるものと思っておりましたが、一言も触れられておりません。参加辞退に至ったことを皆さんに話をするべきと思います。ごく一部の関係者だけが知っていればいいという話ではなく、少なくとも将来この地に残る人たちには皆知らなければならない、あるいは知る権利があると思います。

2点目は、昨年実施された町長選挙に向けて、各集落に出向き、いろんなことを発信、発言したようなので、確認をしたいなと思います。これらの中には、私も、あるいは同僚議員もこの場で質問したことも含まれております。

それでは最初に、川の木、柳の木の伐採についてであります。地域の要望あるいは防災の観点からというので、私も含め、この場で質問したことがあります。この要望があったのは、盛田地区、そのほかでございます。盛田地域から、雨で盛田川に大水が出た際に不安だということで、川縁の柳等の雑木を伐採してほしいという声に、町長は何と言ったのかということでございます。地域からは、前に役場に要望した際には、県管理なので県に要望する旨の回答があったが、それは上流部分で、下流部分は木々が伸び放題だという声に、町長は、すぐ切らせます、できないのであれば町でやります、このように言っておりました。どうなったのか、伺います。

同じ要望は、他の地域でも出ていました。あれから半年、県の関係者には話したのか、結果を聞かせてほしい、こういうことでございます。確か河川の担当部署は、一級河川は国、二級河川は県と、

こう私は聞いております。県管理の河川の工事等は、これまでは県の担当者に話をし、なるべく早く処理改善してもら、このように話をしてきたはずでございます。実際、最近では、平内交番前から上流の木々の伐採工事も行われました。工事に先立ち、東青地域県民局地域整備部の看板が立てられました。私が前に質問した際にも、その場所は県管理だから県に早期に実施するようお願いすると答えておりました。

次に、外童子地区での話であります。道路の拡幅を求めた際に、町長は、道路の拡幅を要望されて実施したのであれば、そこは一旦工事が終わったがカーブが緩やかになるようにすぐにやり直させますとも言っておりました。すごく耳触りのいい言葉でございます。

次は、口広地区での話でございます。バス停の修理、そして公民館の補修、修理についてであります。バス停の修理について、地域で担当の部署に相談した際、前に役場に行って相談した、その話では、町の担当者は、地域で造作したのものについては地域でと、そう修理すべき、このように言ったとこう話をしておりました。それが町長の鶴の一声でひっくり返る結果になりました。つまり、担当者が言ったのはうそ、あるいは間違った認識の下に行っていたということになります。

行政は、地域との信頼関係で成り立っております。それを公平に保つための取決めが法律であり、地域で定めた条例、規則等であります。皆、少し制約や不満があっても、それに従っております。先ほど話したみたいに、町長が1人で決める、こういう独善的なことが続くようであれば、町民は役場の職員のことをみんな信じなくなります。全て町長に相談すれば用が済む、こういうことになります。

次は、バスの運行時間についてであります。バスの運行時間については、私も質問したし、同僚議員からも何回か質問がありました。その際に決まって言われたのは、運行の時間、場所等について審議する場があり、それに基づいて決めていると、こう何度も同じ話をしてきました。それが東田沢地域、土屋地区の人が集まっている場ですぐ変更させる、このように言うてございます。このように、町長が何でも1人で決められるのであれば、法律、法令に基づく条例、規則等は必要ありません。皆がひとしく行使できる権利も義務も発生しません。それは、自分の都合に合わせた独裁者の国と同じようなことでございます。

また、バスへの乗降、乗り降りのステップが高いという声について、実験的に町で小型のバス一、二台を購入するとも言っておりました。今回提案した予算書に計上しているのか、確認をしたいと思っております。

また、夜越山ケビンハウスのことも触れられていました。これについては、町には気軽に泊まれる場所がない、あるいは少ないということで、よごしやま温泉を建設した際にも話題になりました。温泉の次は宿泊施設の建設をと、そういう声もありました。その際に、ケビンハウスの利活用充実ということで話をしたことがあります。

議 長（船橋健人君） 太田議員、太田議員、ケビンハウスは一般質問の中に含まれておりません。発言をやめてください。

6 番（太田満則君） はい。町を訪れた人、いわゆる訪日客、インバウンドの客の取り込みのためにも私は必要でないかということでございます。

そのほかにも、地域で猫の不妊手術なんかにも触れていました。このように、今回、地域に出かけ、いろんな話を受けてきて、やはり町長は、地域の住民が幸せに暮らせる、そのためには地域の住民の要望が必要だと、それらは実施しますと、このようなことも話をしております。ですので、どうぞ、この場で私が今質問したみたいなことを答えた、その答えについての裏づけを確認したいなとこう思います。

以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 太田満則議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目、新庁舎に関わる説明会開催を求めるについてであります。令和5年第3回平内町議会定例会、一般質問での答弁と同じく、町議会からの要望書及び町民の代表者並びに町内各種団体等の代表者で構成する新庁舎建設に係る意見交換会からの「役場庁舎建設に関する要望書」を踏まえて、副町長を委員長とした10名の委員で構成する平内町役場庁舎整備事業プロポーザル審査委員会において、庁舎整備事業に係る要求水準書や審査基準書を審議した上で公募型プロポーザルの公募を行っており、各地区での説明会の実施は考えておりません。

次に、第2点目の町長選挙時の言動についての1つ目、河川の柳の伐採についてであります。議員御承知のとおり、清水川及び小湊川などは県管理の二級河川となっております。県では現在、小湊川の国道4号より上流において、国土強靱化の補助を活用し、重点的に雑木伐採を含む河床整理を行っております。また、盛田川の藤沢地区においても、河床整理を継続的に行っております。清水川を含む他の河川においても、毎年、各町内会より雑木伐採についての要望が出されておりますので、町では要望があった箇所について県の担当職員と現地の確認を行い、優先順位を決めて、予算の確保ができ次第、対応していただくようお願いしております。いずれにしても、河川の維持管理につきましては、当町以外の市町村からの要望も多いことから一気に解消することは難しい状況ではありますが、今後も県と密に連絡を取り合い、少しでも早く整備が進むように強く要望して参ります。

次に、2つ目の道路の拡幅（外童子地域）についてであります。小湊外童子線の内童子から外童子までの区間において、起債を活用し、平成22年度より改良工事を行っております。工事の目的は、地元からの要望もあったことから、道路の拡幅と線形の改良を行うこととしておりましたが、道路の拡幅や線形の改良を行うに当たっては用地の確保が必要であったことから、必要な用地を買収し、工事を進めておりましたが、山間部においては、復元した境界について地権者からの納得が得られなかったことから買収ができなかったこと、また、一部、筆界未定地があり、解決が困難であることから、線形の改良を諦め、現道を利用した拡幅工事へ変更したものであります。

拡幅工事については、蓋がない現場打ちの側溝を蓋つきの側溝に変えることで、少なからず幅員の確保に努めております。また、来年度工事を行う予定の箇所については、幅員が特に狭く難所となっていることから、施工方法を検討し、十分な幅員が確保できるように対応することとしております。また、本事業はおおむね来年度で完成予定であります。施工方法によっては費用が増えることも考えられることから、完成が令和7年度までずれ込む可能性もございます。いずれにしても、利用者が安心して通行できるように事業を進めて参ります。

次に、3つ目の公民館の修理についてであります。これまで公民館等の修繕については、内規により、経費に応じ町助成分以外の費用を地元町内会に負担を求めてきたところであります。公民館等は、これまで地域コミュニティ活動の拠点施設として、また、防災拠点などとして様々な役割を担ってきており、これからもそれは継続させなければならないと考えております。しかしながら、人口減少が進んでいる現在、修繕費用の負担が厳しい町内会もあり、町の助成を増やしてほしいとの声が多数寄せられている現状を踏まえ、今後、負担割合について考えていかなければならない、そういう検討が必要だという思いからの発言であり、矛盾はしていないと思っております。

次に、4つ目、バスの運行時間についてでございます。各地域を回り、地域住民から町民バスをはじめとする公共交通に関する要望や意見を頂戴いたしました。その中で解消しなければならないも

の、実現可能性のあるものに対し、実施する、検討するなどの回答をしたところでございます。これらについては、もちろん公共交通会議に諮らなければならないものであれば、これまでどおり外部有識者や関係者等で組織している公共交通会議に諮った上で委員それぞれの意見も伺いながら進めるということですので、これまでの答弁内容との矛盾や齟齬を来すようなものでは一切ございません。よろしく御理解を願います。

また、町長が独裁者のように、町長が1人で決めているというようなお話がございましたけれども、決してそのようなことはございません。皆さんの意見を十分聞いた上で協議して、どうするかを決めているところでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）今、るる聞きました。だけれども、私がこれを質問したのは、今ほかの人も見ているかどうか分からないけれども、ユーチューブに載っている言動そのものを私は今回質問いたしました。私が見た時点では、何人も見ていなかった。あれに見た人の人数、回数等が出ますので、何人も見ていなかったというのが現状でございました。

今話したみたいに、町長は私は1人でと、こう言いますが、町民は、町長がその場で話をすれば、そうなんだと、みんなそう思うはずなんです。いやいや、これは役場にちゃんと内規があって、その内規あるいは条例、そういうものに基づいて皆さんのところにやる、やらないということを決めるんですという話をすればいいんですが、先ほど話したみたいに、バスの時間についても、地域から、今まで何回も話をしたと、その際に言われているのは、地域交通会議があって、それに諮って決めている、こう言いました。今、町長がしゃべったみたいに、地域から要望されたことはまたそれに諮りますと。なぜその場でそういうようなことを言わないのか。私が決めるみたいなふうに、皆さん聞いた人はそういう具合に取ったと聞きました。私が行って話をすると、町長が行って直接話をすると、やっぱり皆さん、町長がしゃべったはんでということで信用する、そういうことだと思うんです。

今の外童子の道路の改良についてもそうです。あそこの中で、地域からは、もうちょっとカーブが緩やかになるようにと要望したが、結果、ただそこに蓋をしたみたいな感じでの拡幅が図られた。その言い方に対して、町長は何と言いましたか。いやいや、地域の人が不便だというのであれば、すぐに造り直させますと、こういう発言もしています。地域の方は、うそ半分だべなどと、そう思って笑っている人もいっぱいいました。ですが、やはり町長の言った言葉というのは、重みがあるんです。自分では意識していないかも知れませんが、私らみたいなケラケラが話すのと違って、町長が話をすれば、やっぱり本当なんだなどと、こう地域の方は思うと思うんですよね。今話したみたいに、地域交通の会議があって、それに諮りますと言うのであれば、何ら今まで変わらないわけです。あるいは、先ほど話したみたいに、柳の木についても、県民局のほうに、県のほうに、河川を管理しているのは県だから県のほうにお願いしますと、聞きましたと言うのであれば変わらないけれども、先ほど話したみたいに、すぐに切りますと言いました。あれから半年です。切りましたか。切っていないでしょう。が、しかし、地域の方はそういう具合にして、町長が言った言葉というのを信用しているんです。

ですんで、やっぱり発言には気をつけなければと思います。今話したみたいなことを町長はどう思います。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）太田議員の質問にお答えいたします。

私が公の場でそういうことを言うということは、大変な重みを持つということのようでございます。太田議員のように選挙に行って話をする、そういう方もおられます。ただ、私としては、少しでも早くそういう不便さを解消するということが行政の長としての責任でございますので、そういう意味で申し上げていることだと思えます。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 今話したみたいに、行政の長としてという言葉も話をされました。そうなんです。行政の長として話をするから、皆さんが信用するんです。でなければ、ただ、あの人、ああしてしゃべってらなぐらいでみんな終わるんです。今話したみたいに、あそこの拡幅、やり直しさせますと話をしたと、私、先ほど話ししました。それについてはどうなんですか。道路の拡幅です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 道路の拡幅については、その現場をちゃんと確認して、もしできるものであればやるし、できないものであれば、いろんな方法を考えて幅員が確保できるようにやっていきたいと思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 町長の答弁について、若干、地域整備課のほうから補足させていただきます。

町長がおっしゃったというその拡幅箇所、すぐやらせますという箇所につきましては、当初、町長の答弁にもあったとおり、用地を買収して拡幅することにしておりました。その点、外童子側、内童子側、山間部以外のところについては用地の協力が得られたことから、線形の改良、あと拡幅を行っていましたが、山間部については地権者の了解が得られなかったということで、拡幅ができない状態になっております。ですので、現道を利用した最大限の拡幅を行っているところでございます。

今後、地権者からの了解が得られ、用地の交渉が進むようであれば、それはそこから、改良のやり直しというわけでないですけれども、拡幅については検討していきたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 先ほど話ししたみたいに、地域に町長が出かけて話をするというのは本当に大事なことだと思っております。その中で、そういう具合に約束した、あるいは話をした、それはやっぱり地域の人も期待しますので、是非そういう方向で、地権者の同意を得られなかったということでございますので、得られなければ得られなかった方法、違う方法というのも当然あるはずで、次善の策というのがあるかと思っておりますので、そういう方法でも地域の人の納得のいくようなやり方でやってほしいなと思えます。

それから、私のほう、放課後児童クラブ、小湊小学校で行っていますが、その放課後児童クラブについても地域で実施する方向でと、こういう話をしました。（「通告外でないですか」の声あり）

議長（船橋健人君） 太田満則議員、通告外です。発言をやめてください。

6番（太田満則君） はい。通告外と言いますが、私は、町長が地域に出かけて話をした、それらについて確認をしているんです。確認して、いやいや、町長が、いやそれはまだ考えていないとしゃべるのであれば、それです。その場で話をしただけだというのであれば、それなんです。ということで、

地域の人が要望した、それらについては先ほど話したみたいに、できる限り応えていきたいという話をしていましたので、別段この場で話しておかしい話ではないとこのように思いますし、先ほど壇上で話をした新庁舎のプロポーザルについても、私は当然この場で話をするんだと……

議長（船橋健人君）太田議員。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

議長（船橋健人君）再開します。

太田議員の質問は、大きく2つ質問しました。再質問では、2番の町長選挙の言動から入っておりますので、1番の新庁舎については了解済みで発言しているものと受け取ります。そういうことで、1番に戻っての再質問はできませんので、これは前にも話しておりますので、太田議員の質問はこれで打ち切ります。

6番（太田満則君）1番目のほう、まだでしょう。

議長（船橋健人君）太田議員は、2番の質問を打ち切って1番のほうへ入ったわけでしょう。これが駄目だということですので、2番の質問も了解済みで、1番へ戻ったと理解しますので、ここで太田議員の質問は終了いたします。

6番（太田満則君）納得できないけど。

議長（船橋健人君）まず、それは議運のときでも話したように、納得した質問は再質問できないとなっておりますので、太田議員の質問は打ち切ります。

6番（太田満則君）ということで、私はこの後もこういう質問をしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。（「通告さ出せばいい」の声あり）

議長（船橋健人君）ここで、トイレ休憩のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「はい」の声あり）5番田中茂勝君。（「5番」の声あり）

5番（田中茂勝君）田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、先月、発生した能登半島地震において亡くなられた方や被災されました方々に心から御悔やみと御見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を願うものであります。

今回の地震においては、道路が各地で寸断されたことにより、救助に向かう車両が通行できず、様々な被災場面で困難が生じ、特に高齢者が多い地域では自力での救助ができないところもあり、貴い命が失われました。平内町においても、常時、夏泊半島を周回する道路と、常時、隣接自治体とつながる道路が1つしかないことを考えたとき、今回の地震と同様のことが起こるのではないかと心配され、早期の対策が必要ではないかと思いを強くいたしました。

それでは、今回の質問テーマである高齢者の職業支援についてお伺いいたします。

我が国の平均寿命は年々増加しており、我が町における65歳以上の人口割合は41パーセントを超えて、今後も増加することが予想されております。町長は、暮らしと福祉の政策において、人生100年時代、健康づくりの推進や文化・スポーツ施策の充実、防犯・防災や公共交通の充実により、住み慣れた地域で生き生き暮らせる環境をつくりますと、公約に掲げております。中でも、健康寿命

延伸と持続可能な福祉においては、就業や地域活動参画などセカンドライフ支援窓口の設置を掲げていることは地域の現状を捉えたものであり、少子化社会においては重要なシステムだと考えますので、必ず実行していただき、町民の期待に沿うよう願うものであります。

高齢者が仕事を持ち、経済的にも余裕のある生活をするには、心と体の健康にはとても大事な要素であると思います。そこで、次の点についてお尋ねします。

①として、セカンドライフ支援窓口は、いつ頃をめどに設置し、その業務はどのようなものか、概要についてお尋ねします。

②として、年金受給者のうち65歳以上の老齢基礎年金のみの受給者は、多くても年額80万円程度の受給額です。月額にすれば6万6,000円ほどですが、この額から固定費を差し引けば独り暮らしの世帯では豊かな生活と言うにはとても言いにくいものと考えますが、当町の平均的な受給金額は十分なものと考えているのか、町長の見解をお伺いします。

③として、当町での老齢基礎年金のみの受給者数、全ての年金受給者数に占める割合はどれぐらいなのか。また、今後の増減見込みはどのように推移していくのか、お尋ねします。

④として、内閣府による令和元年時点の健康寿命は、平均寿命と比較すると、男性は約9年、女性が約12年、平均寿命を下回っていますが、最近では健康意識の高まりにより、健康寿命は平均寿命に迫る勢いで伸び続けていると言われております。健康で長寿の年金生活者が生きがいを感じて暮らすため、働きたいうちは働きたいと考える高齢者に仕事を紹介するなどの支援をし、所得増につなげるべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問は終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の職業支援についての1つ目、セカンドライフ支援窓口の設置の目的及び業務の概要についてであります。定年退職後や子育てが一段落したおおむね60歳以上の中高年齢層の町民の方々がその後の人生「セカンドライフ」についてこれからどのように過ごしたらよいか分からない、やりたいことはあるが相談先が分からないといった皆様の相談を受け付ける窓口の設置を検討したいと考えております。

業務の内容につきましては、例えばボランティア活動を始めたい方や活動先を探したいという方への活動先の紹介、まだまだ働きたいという方へは求人情報の提供を行うほか、地域活動や生涯学習に関する情報提供等の実施を考えております。現在、事業の実施に向け、先行自治体の取組等について情報収集を行っているところであり、実施時期につきましては現段階でまだめどはついておりませんが、今後、実施場所や実施形態等と併せて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目、当町での平均的な年金受給金額は十分なものと考えているかについてであります。現在、国民年金の老齢基礎年金の満額は、67歳以下の方で年額79万5,000円、68歳以上の方で79万2,600円となっております。また、公的年金の種類でございますが、国民年金、厚生年金の老齢給付があり、さらに老齢給付以外にも障害給付や遺族給付など、高齢者の方に限らず受給するものもあり、様々な種類の年金がございます。

青森年金事務所に確認したところ、65歳以上の老齢基礎年金のみの受給者の実数把握はしていないとのことですが、厚生年金を受給している人も含めた老齢基礎年金受給者は、令和4年度で4,169人、年金総額を単純に受給者で割り返した平均額は年額約64万3,000円でございます。平均額がそのまま各個人の受給額ということではございませんし、また、それぞれの御家庭の状

況等もございますので、平均的な受給額が十分なものか否かについては判断できかねますが、生活等で不安等がございましたら個別に相談いただければと考えております。

次に、3つ目の老齢基礎年金のみの受給者数及び年金受給者に占める割合、今後の増減の見込みについてであります。当町の老齢基礎年金のみの受給者については、先ほども申し上げましたとおり正確には把握できませんが、青森年金事務所の令和4年度のデータから約900名と推測されます。年金の総受給者数については約5,400名となっており、年金受給者に占める割合は約16パーセントとなっております。また、今後の増減の見込みについてであります。現在、現役世代の方は厚生年金に加入される場合も多く、また、新たに65歳以上となる方も1月現在が213人ですが、その後毎年減少傾向となることから、老齢基礎年金のみを受給される方は減少していくものと推測されます。

議 長（船橋健人君）町長をお願いします。もう少し、ゆっくりお願いします。

町 長（船橋茂久君）はい。

次に、4つ目、働けるうちは働きたいと考える高齢者に仕事を紹介するなどの支援についてであります。1つ目で説明いたしましたセカンドライフ支援窓口を活用し、仕事の紹介を行い、高齢者の所得の増につなげたいと考えております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）セカンドライフ支援窓口については、現在設置めどは立っていない、今後検討するということですが、これについては、できるだけ早い設置を希望いたします。

それから、老齢基礎年金がこれが十分であるかどうかということ、1人世帯では79万5,000円と、これは480か月、40年間、きちんと掛けた方がそういうことになるわけであって、先ほど平内町では46万3,000円ということであったかと思えますけれども、最高額から見れば15万円ぐらい少なくなるということで、月額にすれば5万6,000円程度になるのかなと思います。こういう状況であるということは、私たちも押さえておかなければならないなと思います。

③番の当町での老齢基礎年金のみの受給者数が900人程度ということだったと思いますが、今後の見込みについては減少していくというふうに述べたんでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）減少傾向にあるという話をしました。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）ちょっと聞き取れなかったもので、すみませんでした。

減少傾向にはあるとは思いますが、よく分からないかもしれません。年金受給者が増加していく、あるいは今のような状況で推移するというのであれば、将来的には給付年齢の引上げとか支給額の減額とか、そういうことも予想されると思うんですが、町長はその辺どのように考えていますか。

（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）年金の支給額、また年金の年齢ということについては、我々が決めることではないので、申し訳ございませんが、お答えできません。

議 長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）確かに年金額や給付年齢については我々が決めることではないわけですが、これまでの経緯を見れば、だんだん給付年齢が引き上げられてきている。給付額については私もあまり

詳しく分からないんですけども、若い人たちが少なくなって、年金を納める方が少なくなってくるということになれば、何かしらのことをしない限りは減っていくのではないかなという気がしますが、これについても将来的にはそういうふうな、今よりかはいい方向にはならないんじゃないかなという気がします。このことも押さえておかなければならないのではないかなと思います。

それから、最後の働きたいと考える高齢者に仕事を紹介するという支援をしていただきたいということなんですが、令和4年度のシルバー人材センターの実績では、作業件数が267件、延べ人数が1,020人、延べ時間は4,295時間ということになって、この延べ時間を延べ人数で除した値というのが1人4.17時間ということで、これに作業単価を掛けるとすると大体5,000円から5,300円になるということなんですが、このシルバー人材センターに登録している人数がはっきり分かりませんので、1人どれぐらいの収入になっているのか分からないんですけど、その点分かるでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 田中茂勝議員の質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの会員の1人当たりの収入額ということですが、令和4年度の実績ですと、全体の作業料収入、こちらは会員の収入だけではなくて、事務費、機械の借上げ料、その他材料費も含む金額ですけども、こちらが730万ぐらいになっております。これを単純に大体会員の20名で割ると、30万から40万円の間。ただし、借上げ料とかを抜いた金額についてはちょっとすぐお答えすることはできませんが、大体、作業料の収入としては全体でそのぐらいとなっております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） シルバー人材センターは、大体この辺りで17人ぐらいだという資料もあったんですが、大体1人当たり30万円ぐらいもらうと、もらうというんですか、稼ぐということなんですけど、この前、我が町をネットで調べてみたら、現在は定員に達しており、会員の登録は行っておりませんということがあって、これ以上働きたいという方がいても対応はできないということになっています。なっていますというか、状況です。

もう一つ、高齢者福祉計画というのが令和3年にできたわけですけども、その中に就労関係であれば就労的活動支援コーディネーターというのを配置して、高齢者の特性や希望に合った支援をするということですが、これについての実績というののはどのようになっているんでしょうか。

議長（船橋健人君） 竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君） ただいまの田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

就労的コーディネーターについて、目標には掲げておるんですが、ちょっとまだ令和3年度から3年間では配置に至っておりません。配置できなかったです。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） ないということなんですが、是非これについても、せっかく計画をつくって、そういう支援をしていくんだというような表明をしているわけですから、これについてもこれからの長寿、長寿で健康で暮らせるということは、ただできるわけじゃなくて、やっぱりそれなりのことをしなきゃならないわけです。そういうことをするためには、やっぱり経済的にも余裕がなければならぬ。これは大きな要素であると考えますので、そこら辺に対して、今後、強く取り組んでいただきたいということで、町長はどう思いますか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）年配の方の就労については、今後、いろいろな面で考えていかなきゃならないと。できれば、少しでも収入が増える方向で考えていきたいと思っております。

5番（田中茂勝君）以上で質問は終わります。

議長（船橋健人君）以上で、5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

暫時休憩したいと思います。

午前11時29分 休憩

午前11時37分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君）皆様、おはようございます。亀田弘徳です。

まず、一般質問に先立ちまして、新年早々起きました能登半島沖地震の災害において被災され、亡くなられました方に御悔やみを申し上げるとともに、今なお被災されて困難にある方々が一刻も早く普通の生活を取り戻せるようお願い、また、復興に向けて尽力されております全ての方々へ感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は、1つのテーマ、地域おこし協力隊隊員の定住・定着の促進についてであります。

地域おこし協力隊制度は、人口減少等の課題を抱える地方自治体が都市地域より隊員を募集し、1年以上3年以下の任期で地域に居住し、地域協力活動を行ってもらい、任期終了後にはその地域に定着・定住していただく、そういう取組制度でございます。我が平内町も地域おこし協力隊制度を創設し、これまで少なくない方々に地域おこし協力隊として活動いただいております。しかしながら、任期終了後の定住・定着になかなか至らないというのが現状であります。隊員の定住・定着を図るために必要な手だてや方策について、我が町の地域おこし協力隊の現状と町が認識する課題を踏まえまして、町の考えを伺うものであります。

質問の1つ目です。令和4年10月の地域おこし協力隊に関する議会での所管事務調査で、地域おこし協力隊員と町民と一緒に地域づくり・にぎわいづくりができるよう平内町地域おこし支援協議会を設立し、取組への自由度を上げるということでありましたが、協議会の現状と活動状況をお伺いいたします。

2つ目の質問です。隊員は移住者であるため、様々な方面からのサポートが必要であります。集落支援員制度という制度があります。地方自治体からの委託を受けて職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するものであります。集落支援員と地域おこし協力隊員を連携させることで地域への定着を促せると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

3つ目の質問です。地域生え抜きの集落支援員と隊員との連携により、任期終了後に専任の集落支援員として地域に定着してもらうことが考えられます。この点について、町の考えをお伺いいたします。

4つ目です。以前、椿山クラフトキャンプという催物を町で行ってございました。現在は行われておりませんが、飲食店や手工芸品店などの店を開きたいという隊員に対して、こうしたクラフトキャンプなどの企画と連携し、県内にクラフトキャンプを通じた、志を同じくする仲間をつくるようにしたら、起業へ、また地域への定着に対するハードルが下がると考えておりますが、町の考えをお伺い

たします。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。

まず、我が町の地域おこし協力隊については、平成29年度から募集を開始し、これまで7名の隊員が採用され、現在1名の隊員がまちなかオフィスの運営やSNSによる情報発信、椿関連事業などに取り組んでいるところでございますが、3年間の任期を満了した者や、退任後、町に定着した隊員は残念ながらおりません。

次に、御質問の1つ目、協議会の現状・活動状況についてですが、平成31年に協力隊員によりフレキシブルに活動できるよう平内町地域おこし支援協議会が設立され、地域づくりや活性化、協力隊の活動支援に賛同する町民有志や協力隊OGなど、協力隊員を含めて現在は8名の方が協議会運営に携わっております。活動のメインは協力隊員ですが、協力隊員以外の会員からも、それぞれが活動できるタイミングや範囲内での支援、協力を得ながら取組が進められており、令和5年度における活動実績としては、クラフトビール販売PRイベントや、地域の方と学生とをつなぎ、それぞれのアイデアを掛け合わせての商品開発やにぎわいづくりイベント等を実施したインターンシップ事業等を展開するとともに、椿を活用したモノづくりワークショップ等を実施しております。このモノづくりワークショップについては、東青圏域で実施している移住体験やワーケーション事業で来町した方の体験メニューにも取り入れられており、参加した方々やSNSでの反応などは総じて好評価を得ているところでございます。

このように、平内町を選んで活動しようとする協力隊員が地域になじみ、新たな取組に挑戦するプラットフォームとして協議会は効果的に機能しているものと評価しております。

次に、2つ目、集落支援員と隊員を連携させることで地域定着を促せると、3つ目、任期終了後に専任の集落支援員として定着してもらうことについてですが、関連がありますので一括でお答えいたします。

議員御指摘の集落支援員制度については、以前より導入に関する質問を受けており、これまで地域担当職員も含め、導入、実施する考えはない旨答弁しておりますが、当町には現在、地域で活躍している町内会長や行政連絡員等がおりますので、そちらとの連携が図られるよう、町民の理解を深めながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、4つ目のクラフトキャンプを通じた志を同じくする仲間をつくるようにしたら起業・地域への定着に対するハードルが下がることについてですが、現在、町で活動を行っている地域おこし協力隊の主たる任務として椿を活用したモノづくりワークショップの企画・実施がありますが、これは協力隊員がクラフト作家を目指していくというものではございません。また、町では飲食店経営や手工芸品店開業を希望する協力隊の募集も行っておりませんが、そうしたイベント等、様々な事柄をきっかけとして多種多様な方々とのつながりをつくっていくことは決して悪いことではないと考えておりますので、現在活動している隊員についてはそうしたところへ積極的に足を運んでいただき、自分自身が思い描く道に通じる方々や仲間と出会っていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在活動している隊員は、令和6年度で任期満了を迎えることとなります。起業や地域への定着等については、隊員自身の将来に関わる非常に重要な問題でもございますので、隊員自身の考えも聞きながら、町でできる支援策等を検討するとともに、これまでの取組も検証しながら、地域おこし協力隊事業の在り方を考えていかなければならないと考えているところでござ

います。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） まず、1番目の地域おこし支援協議会についてですが、今現在、椿を活用したワークショップなどの活動をするような感じで協議会を進めているということでした。結局、地域おこし協力隊の方々が地域に定着するためには、やっぱり町のこと、自分がやってきた町のことをよくしていくとともに、近くに知り合いができるとか仲間ができるという形がないと、人とのつながりがないとなかなか定着にまで至らないのではないかと考えておりますので、その協議会も活動しながら、そうした地域おこし協力隊の方々が平内町のいろんな人とのつながりを持って町に定着していただけるように、少し目を配っていただければと思います。

1つ目は質問ではなくて要望ですけれども、2つ目なんですけれども、2つ目というか、町長の答弁でありました地域おこし協力隊の活動の中で、クラフトビールの販売とかをやられたということでありまして、これ議会のほうでも何年前かにそうした椿山で取れた椿の酵母を活用したビールの製作か何かをやっていたと記憶してまして、そのときの当初のできたビールの試飲だと、ちょっと販売してもというような感じの味だったという印象がありまして、申し訳ないです。最近のクラフトビールなんですけれども、私、夏まつりのときに、その会場で試飲というのをやらせていただいていたのをちょっと味見させていただきまして、味が大変すばらしい味になっておりまして、これなら大分売れるんじゃないかなということで、そのとき、一緒にどうですかと言ってくださっていた職員の方にお話ししていたんですが、このクラフトビール、その後どういうふうに政策展開する予定であるのか、ちょっと教えていただければと思います。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度実施した事業の来年度以降の展開について、クラフトビールにつきましては、令和4年度で完成させたものを、今年度、2種類、椿山酵母のみとホタテを掛け合わせたもの、この2種類を醸造販売し、好評のうちに完売することができました。来年度以降につきましては、今年度販売を担っていただいたストウ酒商が意欲を示しましたので、そちらのほう为主体となって進めていくこととなっております。ですので、町としましては、醸造販売等の相手先とのつなぎ役等、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） ありがとうございます。事業は何とか展開していったら、本当であればこのビール販売のほうに地域おこし協力隊の隊員とかがずっと携わっていったら、これを広げていったら、逆に地域おこし協力隊の隊員を募集するときに、我が町でこういうこと、楽しいことやってますよというような売り込みができればなと思ったんですけれども、既に民間の業者のほうに委託して事業としては終わらせるという理解でよろしいですか。

議長（船橋健人君） 柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

町で続けるには酒類を扱う資格が必要となりますので、町で取得することができませんし、こちらは協力隊がそちらを担うように考えていたところなんですけれども、一般社団法人を設立したんですが、残念ながら退任とともに解散となってしまいましたので、今後はストウ酒商が担っていくという

ことで、町としては一旦区切りをつけますけれども、バックアップ等はしていきたいと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） クラフトビールがその後順調に売れていくことをまず期待したいと思います。本当はできれば一般社団法人が退任とかなく続いて、その方がうまく事業を展開していければよかったですけれども、この事業が別のところでも引き継がれてやっていくということであれば、発展してもっと広がっていけばいいなと思っております。

それでは、令和6年度の事業展開というのはどういった形になるのか、ちょっとお伺いします。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ストウ酒商さんと打合せをしたんですが、スケジューリングや展開方法などについては未定ということで伺っています。町としては、先ほども言ったとおり醸造先と関係者等のつなぎ役と、ストウ酒商が求めるであろう、まっ、これから協議していくので、何ができるかはこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） すみません、質問の仕方がちょっと不分明でした。クラフトビールではなくて、地域おこし協力隊がやる活動の事業として、令和6年度、何か展開を考えておられるのかという、そこをお願いします。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現在活動している1名の隊員につきましては、町長答弁にもありましたとおり、令和6年度、活動を継続して3年の期間を満了する意向を示しております。現在、取組を進めております椿を使ったワークショップについては、参加者からの好評を受けていますので、継続していきたいと考えております。また、オフィスの運営も視野に入れば人員を必要と考えていますけれども、一方で途中退任等も実績としては出てしまっておりますので、一度、協力隊の事業そのものを振り返りをしながら、具体的なミッション等を示していったほうがいいのかどうかも含めて1回検証して、進め方を決めていきたいと考えています。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 今、受けたお話ですと、そうすると令和6年度は新規の隊員は募集しないで、満了で一旦協力隊の方がいなくなった状態になるという認識でよろしいのでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君） 結論のいかんによってはそうなることもあり得るかもしれませんが、今現在活動している協力隊員につきましては、2年の振り返りと今後の活動計画、そして、町にとって協力隊員というものが必要なのかどうかというよそから視線も含めてちょっと意見をもらおうかと思っていましたので、そういったことを総合的に含めながら進めたいと考えています。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 分かりました。そういうことであれば、この質問はここまでとします。

私としては、次の質問項目で、集落支援員制度というのと地域おこし協力隊の隊員とうまくくっつけられないかということで、次の集落支援員制度とも絡んだ質問をさせていただいておりました。地域おこし協力隊の隊員さんがなかなか定着しないんじゃないかということの一つ考えられることとして、平内町の地域をあまり分からないですと活動を続けて、結局よく分からないまま任期が来てしまっていて終わってしまっているという部分があるのではないかと思います。また、地域おこし協力隊の隊員の任期が最長でも3年というのは、少し協力隊が地域に根差すには時間的にかなり短過ぎるんじゃないかなというのが私の今制度に対して思っている印象であります。

そこで、集落支援員制度というのがあって、こちらのほうではもうちょっと任期がかなり長いところまでやれるので、平内町のいろんな集落を見てもらって、その中で気に入った集落に対して、その町内会長さんといろいろ付き合いを深めていただいて、最初はサブみたいな形で集落支援員として、地域おこし協力隊の任期が来た後にスライドする形で集落支援員として勤めてもらって、そして、その地域の中にもうちょっと時間をかけて定着すれば、その地域おこし協力隊として来ていただいた人が地域のところに定着してもらえんじゃないかなと考えまして、質問をさせていただきました。

それで、その集落支援員制度というのを何とかうまく制度として町でつくっていただいて、制度と制度をつなげていただけないものかというのを考えておりましたが、これについてはどうでしょうか。

4 番（亀田弘徳君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

今、県内で、集落支援員制度を実施している町では中泊町さんがありまして、中泊町の担当の方にお尋ねしたところ、現在、専任の職員の方はいらっしゃらないと。なぜ専任の制度を設けたかという、中泊町さんは中里町さんと小泊村が合併した経緯があって、小泊村さんのほうで集落において商店がなくなるという背景があった中で、集落に商店がなくなるということで買物が不便だということになって、そのために元役場の職員と漁協の職員、小泊出身の職員の方2名を取りあえず専任の職員として採用したそうです。ただ、そこら辺の関係が、国からの補助金では特別交付税で対象になるということだったんですけれども、現在は専任の制度はなくなってしまっていて、併任の制度で今実施しているということでした。併任の制度も、今現在私たちがいます町内会長さん及び行政連絡員の町内会のほうにその仕事をお願いしまして、今現在は大体29名ぐらい、それは各町内、ただ全てではないということなんですけれども、そちらのほうは専任ではなくて併任という制度でやられているということで、なかなか専任の制度として集落支援員を配置することは私たちの町ではなかなか難しいのかなと。併任となりますと、今現在おります町内会長さんとか、行政連絡員の制度とほとんど変わりはありませんので、集落支援員制度というものを町で導入するのはなかなか難しいんじゃないかと私の中では考えているところです。以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 確かに、令和5年3月に総務省の地域力創造グループの過疎対策室が集落支援員に関していろんなところからアンケートをしてデータを取ってございまして、青森県だと県民の集落支援員をつけているのが平川市、中泊町、今、課長がおっしゃられた中泊町、あと野辺地町が1名だけなんですけど、つけていまして、専任としては確かむつ市がつけているということで、なかなか県内では集落支援員に関しては制度としてあまり広まっていらないんですが、今後の人口減少とかを考

えますと、例えば西目屋だと、今までずっとやっていたお祭りとかが住民高齢化でやらなくなったと。岩手のほうから、蘇民祭か何かも高齢化のために今までやっていた祭りをやめるという形になっているんですけども、こうしたものを逆に興味があって来るというのが逆に我々よりも外から来る人のほうがこういうところを面白がって来るというところがありますので、地域おこし協力隊などという形であっても、平内町に来てくれた方々に何とか根づいてもらえないかということで、集落支援員制度にうまくスライドできないかというお話をさせていただきました。

本当に集落支援員制度というのは、制度として県内ではなかなかやっているところは少ないんですけども、ほかの全国的な傾向としては、兼任の集落支援員の数というのは大体3,000人から三千五、六百人ぐらいで頭打ちなんですけれども、専任の集落支援員の方というのがどんどん増えていて、今現在、全国集計では1,700名ぐらいがやっているということですので、是非制度としてちょっと検討していただければと思います。これについてももう一回、お願いいたします。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

集落支援員の専任制度となりますと、現在のところ、国のほうで特交の措置があるということで、財源的なものに関しては難しくないのかなと思っはいますけれども、これがいつ例えば国のほうからはしごを外される、特交で措置されないという可能性も高いものですから、そこを見極めていかなとなかなか難しいのかなと。ただ、今の現状として、町内の現状としては、町内会長さん及び行政連絡員の方がしっかり仕事ができているのかなという中で、専任となりますと、先ほどお話ししましたとおり、小泊村では集落で商店がなくなった地域に対しての専任の職員ということになりますので、平内町であれば、そういう地域が発生した場合、例えば専任でやれるのかなと。専任となりますと、例えば特定の集落を支援するという形になりますので、全町内をやるのは難しいと。そういう現状もありますので、なかなか専任の制度としては難しいと。ただ、専任でなければ給料面とか、かなり厳しい面があると。併任だと年間で30万円程度しか出ないということですので、専任の制度として導入するのはなかなか難しいと考えています。

以上です。

議長（船橋健人君）以上で亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2 質 疑

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第1号」から「議案第8号」まで、「報告第1号、報告第2号」及び「議案第9号」から「議案第22号」まで並びに「議案第24号」から「議案第36号」までの以上37件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3 予算特別委員会設置

議長（船橋健人君）日程第3、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第1号」から「議案第8号」までの各案件は、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第8号」までの以上8件については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することに決定しました。



日程第4 議案付託

議長(船橋健人君) 日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第1号」から「議案第18号」まで、及び「議案第33号」、「議案第34号」並びに「報告第1号」、「報告第2号」の各案件は、お手元に配布の議案付託表のとおり、予算特別委員会及び各常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日27日及び28日は予算特別委員会開会のため、また、29日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、27日から29日までの3日間は休会となります。

来る3月1日は、午後1時30分から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は2月27日午前10時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

(午後0時07分 散 会)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、予算特別委員会報告
日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
日程第 3、議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案
日程第 4、議案第20号 平内町下水道条例案
日程第 5、議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案
日程第 6、議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7、議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案
日程第 8、議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第 9、議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
日程第10、議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
日程第11、議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案
日程第12、議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第13、議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
日程第14、議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
日程第15、議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案
日程第16、議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第17、議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18、発議第 1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
日程第19、平内町議会活性化特別委員会報告
日程第20、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会報告
日程第21、議員派遣の件
（町長挨拶）
（議長挨拶）
閉会

出席議員 8名

議長	船橋健人君	副議長	木村良一君	3番	小笠原智鶴子君
4番	亀田弘徳君	5番	田中茂勝君	6番	太田満則君
8番	倉内清一君	10番	田中光弘君		

欠席議員 1名

9番 佐々木徳正君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋茂久君	副町長	山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉内仁君	総務課指導監	工藤英仁君
企画政策課長	柴田正一君	税務課長	渡邊仁志君
町民課長	工藤隆之進君	福祉介護課長	塩越信子君
福祉介護課指導監	竹達暁教君	健康増進課長	大水要君
健康増進課指導監	森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長	飯田千代志君
水産商工観光課長	畑井幸治君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	近藤吏君	会計管理者	田中正美君
平内中央病院指導監	蝦名正輝君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君
生涯学習課長	小林正人君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局長補佐 片山 潤 一

振鈴（午後1時30分 開 議）

議 長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が8人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

日程に入る前に、ここで、私から、全国町村議会議長会自治功労表彰受賞者の報告を申し上げます。

去る、2月26日に開催されました、第74回青森県町村議会議長会定期総会において、倉内清一議員が、議会議員として、15年以上在籍した自治功労により、全国町村議会議長会より、表彰されました。

今回の受賞の榮譽に浴されました倉内清一議員は、長年にわたり、地方自治の振興発展、並びに町民福祉の向上に寄与された、その御功績が認められたものであります。

受賞の榮譽を讃え心から表彰をお祝いを申しあげます。（拍手あり）

それでは、これより日程に入ります。



日程第1、予算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、「予算特別委員会から議案審査の報告書」が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第1号」から「議案第8号」までの8件を、一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）5番田中茂勝君。

予算特別委員会委員長（田中茂勝君）予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第1号 令和6年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和6年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和6年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第7号 令和6年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第8号 令和6年度

平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上8件について、2月27日、28日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので御報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

「議案第1号」から「議案第8号」までの8件を一括して採決いたします。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第8号」までの8件は、委員長報告は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第8号」までの8件は、委員長報告のとおり「可決」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第1号」、「報告第2号」、「議案第9号」から「議案第18号」まで、及び「議案第33号」、「議案第34号」の以上14件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第9号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第10号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上6件について、2月29日審査会を開き慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）4番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第9号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第11号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第12号 令和5年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和5年平内町特殊索道事

業特別会計補正予算案」、「議案第14号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第15号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第33号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第34号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」以上9件について、2月29日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「報告第1号」、「報告第2号」、「議案第9号」から「議案第18号」まで、及び「議案第33号」、「議案第34号」の以上14件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第1号」、「報告第2号」、「議案第9号」から「議案第18号」まで、及び「議案第33号」、「議案第34号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。



日程第3、議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（小林正人君）（「議案第19号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第19号 平内町スポーツ推進委員設置条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第19号」は「可決」されました。



日程第4、議案第20号 平内町下水道条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第20号 平内町下水道条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、近藤室長。
地域整備課上下水道管理室長（近藤 吏君）（「議案第20号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町下水道条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第20号」は「可決」されました。



日程第5、議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、近藤室長。
地域整備課上下水道管理室長（近藤 吏君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 平内町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第21号」は「可決」されました。



日程第6、議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。
総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第22号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第22号」は「可決」されました。



日程第7、議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、福祉介護課長。

福祉介護課長(塩越信子君) (「議案第24号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町地域福祉基金条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第24号」は「可決」されました。



日程第8、議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、福祉介護課竹達指導監。

福祉介護課指導監(竹達暁教君) (「議案第25号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議案第25号」は「可決」されました。



日程第9、議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第9、「議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）（「議案第26号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第26号 平内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第26号」は「可決」されました。



日程第10、議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第27号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第27号」は「可決」されました。



日程第11、議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第28号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第28号」は「可決」されました。



日程第12、議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第12、「議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、病院蝦名指導監。

平内中央病院指導監（蝦名正輝君）（「議案第29号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第29号 平内町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第29号」は「可決」されました。



日程第13、議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第13、「議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、近藤室長。

地域整備課上下水道管理室長（近藤 吏君）（「議案第30号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第30号 平内町水道事業給水条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第30号」は「可決」されました。



日程第14、議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第14、「議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第31号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」声あり）はい10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）はい、今から37年前に10年ぶりに実家に帰り、地元の分団長のところに入団のことで訪ねていきましたら、満員御礼、定員いっぱいなんで団員になれねえよって言われました。あれから30何年経つわけなんですけど、ここでお伺いしたいのは、この撤廃ということで、団員の受け止め方はどうなんでしょうかと。

また、65歳の定年が撤廃と言うことでありますが、60歳以上の1歳刻みの団員数並びに65歳の団員が継続して消防団員として活動する方は何人ほどいらっしゃるのかその点についてお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、消防署長。

消防監消防署長（木村秀人君）ただいまの田中光弘議員の御質問にお答えいたします。

まず、1歳刻みの人数なんですけども、60歳が2名、61歳が1名、62歳と63名ではいませぬ。64歳が4名、65歳が1名です。これは令和5年4月1日のデータを基にして今お話しさせていただきます。

そして、団員の受け止め方なんですけども、実は今年度末で条例を改正しなければ退団する予定の方が3名程おります。条例改正するように議会の方に提出しますよって話をしましたら、1人の方が本団付き分団長で頑張りたいという旨の話をしてくれました。2人の方なんですけど、同じ地区の分団長、副分団長であり、この話を聞く前に、その地区の消防協力隊を立ちあげて地元で貢献したいなという話をしてくれました。しかし、条例を撤廃することによって、地元でまた活動できるということになりますので、この方々も地元に戻って、再度、分団長、副分団長ではなくても団員で活躍したいという話の旨もきております。

また、ここの地区の方々は、元の団員に所属しておりまして、消防協力隊でもやりたいという意志の高い方々ばかりで、また再入団できるという可能性もありますので、そちらの方向にもって行って団員の数を増やしていきたいなと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）なければ質疑を終結します。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第31号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第31号」は「可決」されました。



日程第15、議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案

議長（船橋健人君）日程第15、「議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君）（「議案第32号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第32号 平内町ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第32号」は「可決」されました。



日程第16、議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（船橋健人君）日程第16、「議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

田中茂勝議員ほか5名の連名により無記名投票にされたいとの要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

ここで準備のため暫時休憩いたします。

（午後2時18分休憩）

（午後2時18分再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

本案については、副町長 山田光昭君の直接関係の議案でありますので、よって同君の退席を求めます。

（山田副町長退席）

議長（船橋健人君）本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）（「議案第35号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただ今の、出席議員数は、8人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、いずれかの枠内に丸印を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

それでは、用紙を配布してください。

(投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 異常なしと認めます。それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) それでは、3番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

議 長(船橋健人君) 投票漏れなしと認めます。投票を終ります。

開票を行います。小笠原智鶴子君、亀田弘徳君、田中茂勝君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 開票の結果を報告します。

投票総数 7票

有効投票 7票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 7票

反対 0票

以上のおり「賛成」が多数であります。

したがって「議案第35号 平内町副町長の選任につき同意を求めることについて」は「同意」されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開いた) (副町長入場)



日程第17、議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 長(船橋健人君) 続いて、日程第17、「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) (「議案第36号」について説明した)

議 長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議案第36号」は「同意」されました。



日程第18、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議長（船橋健人君） 日程第18、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） 発議第1号、本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案であります。

町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。

今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長より、現職の、畑井義徳氏を再度、候補者として、推薦することにしたい、とのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議したところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第であります。

畑井氏は、長年にわたり小学校の教員として豊かな経験を持ち、平内町校長会会長を歴任し、学校教育の向上や子どもの健全育成に尽力を注ぎました。子どもの人権問題に深い関心を持ち、人格認識が高く、これまでの経験を生かして積極的に啓発活動を行うものと期待され、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上の見地から議会の意見としても「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく意見案を提出いたしましたので、議員各位の御理解をいただき、全会一致の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「発議第1号」は「可決」されました。



日程第19、平内町議会活性化特別委員会報告

議長（船橋健人君） 日程第19、平内町議会活性化特別委員会より付託案件の調査報告書が提出さ

れましたので議題といたします。委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、倉内議員。

平内町議会活性化特別委員会委員長（倉内清一君） それでは、平内町議会活性化特別委員会の報告を申し上げます。

議員各位も御承知のとおり、議会活性化特別委員会は、議員の任期満了をもって終了となります。したがいまして、今定例会が最後の報告となります。

議員各位には、これまでの活動などを御報告申し上げ、特別委員会の任務を終了と考えておりますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

本特別委員会は、全国的にも議会の改革や活性化が叫ばれる中、議会基本条例の定める理念と原則を尊重し、一層の議会活性化と機能の強化を図るとともに、条例の目的が達成されているか、調査・検証し、継続的に議会を活性化するため、平成29年6月から令和2年3月までの設置に続き、再度、令和2年第2回定例会で設置されました。

特別委員会では議会アンケートと平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定に、多くの時間を費やして参りました。

地域の課題を共に考えながら、住みよい地域づくりを目指し、「平内町議会フォーラム」や「意見交換会」などを、これまで行って参りましたので、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、開催できる方法やテーマ、さらには、内容について議論して参りました。しかしながら、感染拡大防止のために「議会フォーラム」を中止することとなり、さらに、依然として収束が見えないことから、町民の声を聞く場として、令和2年度と令和4年度に「議会アンケート」を実施いたしました。町民からはおおむね好評の意見を得た半面、厳しい意見もありました。今後、報告会・意見交換会等で、町民の声を聴き、行政に反映させることが、重要になってくることと思われまます。

「平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の制定については、制定前の制度では、本会議等を長期の欠席に至った場合でも、議員報酬などが満額支給されており、議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、町議会議員が会議等を長期に欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、その在り方を明確にすることが必要であることから、令和5年3月定例会において、全会一致で可決。同年4月1日施行の運びとなりました。

今後、議会報告会や意見交換会を継続することで、町民の声を町政に反映させることが我々議員の課題となってくると思われまます。

また、議会基本条例の中に謳われてある、2年に一度行う検証であります。いろいろ課題などありますが、御事情を御賢察のうえ御了承願います。

議員各位には、平内町議会基本条例が制定されたということは、その重要性を認識され、議員活動、議会活動をされることを願っております。

最後に、本特別委員会を立ち上げてから、今日まで委員並びに議員各位の特段の御支援・御協力に対しましては感謝申し上げます。平内町議会活性化特別委員会のこれまでの報告とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

議長（船橋健人君） 以上で、平内町議会活性化特別委員会の調査報告を終わります。



日程第20、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会報告

議長（船橋健人君） 続いて、日程第20、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会より付託事件の調査報告書が提出されましたので議題とします。委員長を求めます。（「はい、議

長」の声あり) はい、倉内委員長。

平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会委員長(倉内清一君) それでは、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会報告をいたします。

平内町におけるホタテガイ養殖は、青森県の中でもトップの生産量を誇り、令和5年には生産金額が76億円を超え、当町の基幹産業として、地域経済を支える重要な産業となっております。その生産地である陸奥湾では、令和5年夏の記録的猛暑の影響により、陸奥湾の海水温が平年より2度から4度高い状況で2か月以上推移し、ホタテガイの成育環境として、非常に厳しい状態が続いたことにより、平成22年の大量へい死に次ぐ被害となり、特に大量へい死による産卵前の母貝の不足は、被害が数年にわたって続くものと想定され、看過できない状況でありました。

本特別委員会は、議員皆様の御協力をいただき令和5年12月定例会で設置されました。

この間、報告書にもあるとおり、平内町漁業協同組合との情報交換、各町村などの情報や対応などの収集を行い、委員会では、2月上旬、町へ要望書を提出。親貝対策に対する支援については、令和5年度から3ヵ年継続し実施していただきたい、親貝の確保を目的に行う基金造成に対する支援については、定例会で補正予算を計上する旨の回答をいただき、先ほど、補正予算が可決されました。

調査内容につきましては、報告書に掲載してありますので省略いたしますが、大量へい死の被害による親貝と稚貝の不足は、令和6年以降の生産にも大きな影響を及ぼすことが懸念されております。本特別委員会は議員の任期満了をもって終了となりますが、このような事情から、今後も引き続きホタテガイ高水温被害対策に向けた取り組みが必要であると思われま

最後に、本特別委員会を立ち上げてから、今日まで議員各位並びに水産商工観光課の職員皆様の特段の御支援、御協力に対し感謝申し上げ、ホタテガイ高水温被害対策特別委員会の報告とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

議長(船橋健人君) 以上で、平内町議会ホタテガイ高水温被害対策特別委員会の調査報告を終わります。



日程第21、議員派遣の件

議長(船橋健人君) 日程第21、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第129条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



議長(船橋健人君) 議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）町長。

町 長（船橋茂久君）閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る2月22日に開会いたしました本定例会では、令和6年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案、令和5年度の各会計の補正予算案、条例の制定案、改正案、廃止案について、また、3月31日任期満了となる山田副町長の再任の人事案件など、合わせて38件を提案しておりましたが、本日、全案件とも、それぞれ御議決、御同意、御承認を賜り誠にありがとうございました。

全ての日程が順調に推移し、本日無事終了することができましたことに対して、厚く御礼申し上げます。

山田副町長も再任されましたので、力を合わせ、役場職員の先頭に立って、今後の町政の運営には万全を期して参りたいと思っております。

一般質問あるいは予算特別委員会、また、各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見を参考に、今後、私をはじめ、職員一同、町民生活の安定と福祉の向上のために誠心誠意努力して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度も今月で終わりますが、この1年間、4回の定例会をはじめ、多くの分野におきまして皆様方の御協力を賜りました。お陰様で、町政運営につきましても、遅滞なく順調に推移することができました。本当にありがたく心から感謝を申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので皆様方には、引き続き御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本年は平内町議会議員改選の年であり、この後3月12日告示、3月17日投票と選挙が予定されております。本議会を最後に勇退される方、再び町政に参画すべく立候補される方、それぞれ選択する道は違いますが、長年にわたる町政への御貢献に対し、改めて心から感謝申し上げますとともに、今後とも健康に御留意されまして、それぞれの立場から町政発展のために御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、平内町議会議員一般選挙に立候補を予定されている皆様方には、当議場で再びお会いできますよう御健闘を御祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君）ここで、私からも一言御礼の御挨拶を申し上げます。

去る、2月22日開会以来、9日間にわたり、議員各位におかれましては、時節柄何かとお忙しいなかにもかかわらず、熱心に審議を賜り、本日、令和6年度の予算成立をみましたことを、議長として厚く御礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、令和6年度の予算を始め、成立いたしました各議案につきましても、これら執行に当たっては、適切なる運用をもって進められ、町政の発展と町民福祉向上のため、一層の努力をされますことをお願い申し上げます。

さて、議場においては、皆様と顔を合わせることも、今任期中は、本日をもって、特別な案件がな

い限り最後になると思われませんが、私が議長に選任されてから、この4年間、平内町議会が円満に運営され、本日まで大過なく過ごすことが、できましたことは、先輩議員始め、議員各位並びに町長はじめ理事者各位の格別の御支援、御協力の賜物であり深く感謝いたします。心から御礼申し上げます。

我々は、来る3月30日をもって任期満了となりますが、今回執行されます、平内町議会議員一般選挙に、立候補を予定されている各位におかれましては、来る、3月17日の選挙において、全員が当選の栄位を得られ、再びこの議場で全員が顔を合わせるよう、心よりお祈り申し上げます。

また、今定例会を最後に勇退されます各位には、町政発展並びに町民福祉向上のため多大なる御尽力を賜りましたことに対し、心から敬意を表しまして、簡単ではありますが、私の御礼の挨拶といたします。本当に御協力ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第1回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

(午後2時50分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

